

地 震 編

第1章 地震編の概要

本編の各節において、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用することとした。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第2節 都留市の特質と過去の地震災害

一般災害編第1章第2節「都留市の概況」を準用する。

第3節 想定地震

県は、「山梨県地震被害想定調査報告書（令和5年5月）」において、山梨県に被害を及ぼす地震として、次の10種類の地震を想定した。

1 南海トラフの巨大地震（東側ケース）

南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震

2 首都直下地震（M7クラス立川市直下）

相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震

3 糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震

4 糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間

山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震

5 曾根丘陵断層帯

甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震

6 扇山断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

7 身延断層

山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震

8 塩沢断層帯

山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震

9 富士川河口断層帯

山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震

10 【参考】首都直下地震（M8クラス相模トラフ）

相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震

関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。

今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。

第4節 被害想定

県は、山梨県への大規模な被害を及ぼす地震を想定し、その物的・人的被害を予測し、各種データや想定結果を地域防災計画等に活用する目的で被害想定調査を実施し、令和5年5月に「山梨県地震被害想定調査報告書」を発表した。

第1 想定地震の概要等

想定地震の概要は、次のとおりである。

1 想定地震の規模

想定地震（海溝型）	地震規模 M(M _w)	想定地震（活断層）	地震規模 M(M _w)
①南海トラフの巨大地震 （東側ケース）	M9クラス（9.0）	③糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	7.4（6.8）
②首都直下地震 （M7クラス立川市直下）	M7クラス（7.3）	④糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	7.6（7.0）
⑩【参考】首都直下地震 （M8クラス相模トラフ）	M8クラス（8.0）	⑤曾根丘陵断層帯	7.3（6.8）
※富士川河口断層帯：地震規模は地震動評価に用いた活断層重点調査による断層モデルによるセグメントごとの値を記載している。		⑥扇山断層	7.0（6.5）
		⑦身延断層	7.0（6.5）
		⑧塩沢断層帯	6.8（6.4）
		⑨富士川河口断層帯	A：7.2（7.3）※ B：8.3（7.8）※

2 前提条件

被害想定は、次の条件を前提とした。

- (1) 山梨県を250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は50mメッシュに区切り想定
 - (2) 項目毎に別条件で想定
 - ア 建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬18時
 - イ 人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5時
 - ウ 避難者：建物被害が増加することにより最大となる 冬18時
- そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。

第2 主な調査項目

- 1 構造別年代別建物棟数
- 2 建物被害
- 3 屋外転倒物・落下物
- 4 時間帯別屋内・屋外人口
- 5 人的被害
 - (1) 死者
 - (2) 負傷者
 - (3) 負傷者のうち重傷者
 - (4) 要救助者
- 6 ライフライン被害
 - (1) 上水道被害
 - (2) 下水道被害
 - (3) LPガス被害
 - (4) 電力被害
 - (5) 通信（固定電話）被害
 - (6) 携帯電話不通リンク
- 7 生活への影響
 - (1) 避難者
 - (2) 備蓄物資需要量
 - (3) 応急住宅需要量
 - (4) 空き家被害
 - (5) 別荘被害
 - (6) 別荘の人的被害
 - (7) 災害関連死被害（建物全壊棟数と関連死の比率）
 - (8) 災害関連死被害（直接死者数と関連死の比率）
 - (9) 災害関連死被害（避難者数の比率）
- 8 災害廃棄物
- 9 その他の被害
 - (1) 危険物施設被害
 - (2) 防災上重要施設被害

(3) 文化財被害

10 帰宅困難者

11 液状化による想定被害

第3 想定結果

1 構造別年代別建物棟数

木 造							非 木 造			計
不明	～1950	1951～ 1970	1971～ 1980	1981～ 1990	1991～ 2000	2001～	不明	～1981	1982～	
32	176	1,726	4,968	2,614	2,307	2,396	28	1,517	3,662	19,426

2 建物被害予測結果

ケース	対象地震	液状化による 建物被害		揺れによる 建物被害		急傾斜地崩壊 による建物被害		火災 による 焼失棟数	合計	
		全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数	全壊 棟数	半壊 棟数		全壊 棟数	半壊 棟数
冬18時 8m	南海トラフの 巨大地震 (東側ケース)	5	42	431	1,027	8	18	—	445	1,087
	首都直下地震 M7 (立川市 直下)	5	41	120	413	7	17	—	132	471
	糸魚川－静岡 構造線断層帯 中南部区間	0	1	6	41	1	2	—	7	44
	糸魚川－静岡 構造線断層帯 南部区間	1	4	9	51	2	5	—	12	61
	曾根丘陵断層帯	5	40	235	662	11	24	2	252	726
	身延断層	0	1	—	—	0	1	—	0	2
	塩沢断層	5	36	100	274	8	19	—	112	329
	扇山断層	5	41	207	583	11	24	21	243	648
	富士川河口 断層帯	1	8	1,208	1,826	3	6	13	1,225	1,840
	(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	6	46	1,439	2,279	14	27	904	2,363	2,352

3 屋外転倒物・落下物予測結果

対象地震	ブロック塀等 被害数（件）	自動販売機の 転倒数（台）	屋外落下物が 生じる建物数（棟）
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	363	2	23
首都直下地震M7（立川市直下）	222	1	6
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	－	－
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	9	－	－
曾根丘陵断層帯	678	2	43
身延断層	－	－	－
塩沢断層	429	2	2
扇山断層	606	3	17
富士川河口断層帯	41	－	－
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	1,252	5	208

4 時間帯別屋内・屋外人口 (人)

人口	5時			12時			18時		
	滞留人口	屋内人口	屋外人口	滞留人口	屋内人口	屋外人口	滞留人口	屋内人口	屋外人口
29,520	29,520	29,223	297	28,653	27,417	1,236	29,209	26,344	2,865

5 人的被害予測結果

(1) 死者 (人)

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾 斜地	ブロック 塀・自動 販売機の 転倒	屋外転 倒物・ 落下物	合計
		うち 屋内 収容物						
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	25	1	0	1	0	0	25
	首都直下地震M7（立川市直下）	7	0	0	1	0	0	8
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0	0	0	－	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	1	0	0	0	0	－	1
	曾根丘陵断層帯	14	1	0	1	0	0	15
	身延断層	－	0	0	0	－	－	0
	塩沢断層	6	0	0	1	0	0	6
	扇山断層	12	1	0	1	0	0	13
	富士川河口断層帯	67	0	0	0	0	－	67
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	79	3	13	1	0	0	94

(2) 負傷者 (人)

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾 斜地	ブロック 塀・自動 販売機の 転倒	屋外転 倒物・ 落下物	合計
		うち 屋内 収容物						
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	229	13	0	1	0	0	229
	首都直下地震M7（立川市直下）	84	8	0	1	0	0	84
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	7	0	0	0	0	－	7
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	9	1	0	0	0	－	9
	曾根丘陵断層帯	141	17	0	1	0	0	142
	身延断層	－	0	0	0	－	－	0

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
			うち 屋内 収容物					
	塩沢断層	59	11	0	1	0	0	60
	扇山断層	124	16	0	1	0	0	125
	富士川河口断層帯	476	5	0	0	0	—	477
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	586	54	9	1	0	0	597

(3) 負傷者のうち重傷者

(人)

ケース	対象地震	揺れ		火災	急傾斜地	ブロック塀・自動販売機の転倒	屋外転倒物・落下物	合計
			うち 屋内 収容物					
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	38	3	0	0	0	0	39
	首都直下地震M7 (立川市直下)	11	1	0	0	0	0	11
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	1	0	0	0	0	—	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	1	0	0	0	0	—	1
	曾根丘陵断層帯	21	3	0	1	0	0	21
	身延断層	—	0	0	0	—	—	0
	塩沢断層	9	2	0	0	0	0	9
	扇山断層	18	3	0	1	0	0	19
	富士川河口断層帯	107	0	0	0	0	—	107
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	128	11	4	1	0	0	132

(4) 要救助者

(人)

ケース	対象地震	要救助者数
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	80
	首都直下地震M7 (立川市直下)	22
	糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	2
	曾根丘陵断層帯	42
	身延断層	—
	塩沢断層	20
	扇山断層	40
	富士川河口断層帯	224
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	275

6 ライフライン被害

(1) 上水道被害予測結果

対象地震	断水人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	7,044	6,483	3,753	374
首都直下地震M7 (立川市直下)	4,177	3,751	1,898	102
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	48	34	8	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	338	278	103	0
曾根丘陵断層帯	13,351	12,730	8,865	1,557
身延断層	12	8	2	—

対象地震	断水人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
塩沢断層	8,419	7,848	4,895	663
扇山断層	12,731	12,051	8,074	1,265
富士川河口断層帯	944	812	346	4
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	22,603	22,001	17,349	4,591

(2) 下水道被害予測結果

対象地震	機能支障人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	4,127	3,074	881	150
首都直下地震M7 (立川市直下)	2,898	2,027	475	123
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	407	242	21	21
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	1,086	646	57	55
曾根丘陵断層帯	7,269	5,966	2,477	308
身延断層	110	65	6	6
塩沢断層	4,835	3,760	1,317	198
扇山断層	6,680	5,369	2,035	256
富士川河口断層帯	1,401	845	86	70
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	13,797	12,591	7,476	1,033

(3) LPガス被害予測結果

対象地震	漏洩被害件数 (件)
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	73
首都直下地震M7 (立川市直下)	35
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	—
曾根丘陵断層帯	103
身延断層	—
塩沢断層	90
扇山断層	104
富士川河口断層帯	—
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	168

(4) 電力被害予測結果

対象地震	停電人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	17,264	3,564	31	—
首都直下地震M7 (立川市直下)	13,737	1,953	13	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	556	16	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	2,970	148	—	—
曾根丘陵断層帯	21,054	7,958	130	—
身延断層	139	4	—	—
塩沢断層	17,925	4,560	60	—
扇山断層	21,713	7,274	97	—
富士川河口断層帯	5,803	430	1	—
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	27,158	15,997	605	—

(5) 通信（固定電話）被害予測結果

対象地震	通信支障回線数(回線) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	17,151	3,540	31	0
首都直下地震M7（立川市直下）	13,648	1,940	13	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	552	16	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	2,951	147	0	0
曾根丘陵断層帯	20,917	7,906	129	0
身延断層	138	4	0	0
塩沢断層	17,808	4,531	60	0
扇山断層	21,571	7,227	96	0
富士川河口断層帯	5,765	427	0	0
(参考) 首都直下地震M8（相模トラフ）	26,980	15,892	601	0

(6) 携帯電話不通ランク予測結果

対象地震	携帯電話の不通ランク			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	A	E	E	E
首都直下地震M7（立川市直下）	B	E	E	E
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	E	E	E	E
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	E	E	E	E
曾根丘陵断層帯	A	D	E	E
身延断層	E	E	E	E
塩沢断層	A	E	E	E
扇山断層	A	D	E	E
富士川河口断層帯	E	E	E	E
(参考) 首都直下地震M8（相模トラフ）	A	A	E	E

携帯電話の不通ランク（東京都（2022））

ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域
ランクB	停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%以上となる地域
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上となる地域
ランクD	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満となる地域

7 生活への影響

(1) 避難者数予測結果

ケース	対象地震	1日後			1週間後			1ヶ月後		
		避難者数			避難者数			避難者数		
			うち 避難所 内	うち 避難所 外		うち 避難所 内	うち 避難所 外		うち 避難所 内	うち 避難所 外
冬18時 8m	南海トラフの 巨大地震 （東側ケース）	908	545	363	1,609	805	805	908	272	635
	首都直下地震 M7（立川市 直下）	299	180	120	694	347	347	299	90	210

ケース	対象地震	1日後			1週間後			1ヶ月後		
		避難者数			避難者数			避難者数		
			うち 避難所 内	うち 避難所 外		うち 避難所 内	うち 避難所 外		うち 避難所 内	うち 避難所 外
	糸魚川－静岡 構造線断層帯 中南部区間	20	12	8	20	10	10	20	6	14
	糸魚川－静岡 構造線断層帯 南部区間	31	18	12	49	24	24	31	9	21
	曾根丘陵断層帯	536	322	214	2,595	1,298	1,298	1,440	432	1,008
	身延断層	1	1	0	1	1	1	1	0	1
	塩沢断層	240	144	96	1,267	634	634	526	158	368
	扇山断層	503	302	201	2,374	1,187	1,187	1,177	353	824
	富士川河口断層帯	2,264	1,358	906	2,264	1,132	1,132	2,264	679	1,585
	(参考) 首都 直下地震M8 (相模トラフ)	3,949	2,369	1,579	7,253	3,627	3,627	4,483	1,345	3,138

(2) 備蓄物資需要量予測結果

対象地震	飲料水 (リットル)			食料 (食)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	19,000	11,000	1,100	2,700	4,800	2,700
首都直下地震M7 (立川市直下)	11,000	5,600	300	900	2,100	900
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	100	20	－	60	60	60
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	820	310	0	90	150	90
曾根丘陵断層帯	38,000	26,000	4,600	1,600	7,800	4,300
身延断層	20	10	－	0	0	0
塩沢断層	23,000	14,000	1,900	570	4,000	1,800
扇山断層	36,000	24,000	3,800	1,500	7,100	3,500
富士川河口断層帯	2,400	1,000	10	6,800	6,800	6,800
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	65,000	51,000	14,000	12,000	22,000	13,000

対象地震	育児用粉ミルク (グラム)			毛布 (枚)		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後

対象地震	育児用粉ミルク（グラム）			毛布（枚）		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	750	1,300	750	1,100	1,600	540
首都直下地震M7（立川市直下）	250	570	250	360	690	180
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	20	20	20	20	20	10
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	30	40	30	40	50	20
曾根丘陵断層帯	440	2,100	1,200	640	2,600	860
身延断層	0	0	0	0	0	0
塩沢断層	160	1,100	490	230	1,300	360
扇山断層	420	2,000	970	600	2,400	710
富士川河口断層帯	1,900	1,900	1,900	2,700	2,300	1,400
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	3,300	6,000	3,700	4,700	7,300	2,700

対象地震	携帯・簡易トイレ（回）			乳児・小児用おむつ（枚）		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	1,000	1,000	60	130	220	130
首都直下地震M7（立川市直下）	190	220	10	40	100	40
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	－	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0	0	10	0
曾根丘陵断層帯	1,200	3900	380	70	360	200
身延断層	0	0	－	0	0	0
塩沢断層	250	1,100	70	30	180	80
扇山断層	1,000	3,200	250	70	330	160
富士川河口断層帯	310	130	0	310	310	310
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	15,000	21,000	3,500	550	1,000	620

対象地震	大人用おむつ（枚）			生理用品（枚）		
	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	40	60	40	220	390	220
首都直下地震M7（立川市直下）	10	30	10	70	170	70
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0	10	10	10
曾根丘陵断層帯	20	100	60	130	630	350
身延断層	0	0	0	0	0	0
塩沢断	10	50	20	50	320	140
扇山断層	20	90	50	120	570	280
富士川河口断層帯	90	90	90	550	550	550
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	160	290	180	950	1,700	1,100

(3) 応急住宅需要量予測結果

対象地震	応急住宅必要戸数 (戸)	供給可能戸数 (戸)	応急住宅不足戸数 (戸)
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	130	1,000	—
首都直下地震M7（立川市直下）	40		
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0		
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0		
曾根丘陵断層帯	200		
身延断層	0		
塩沢断層	80		
扇山断層	160		
富士川河口断層帯	310		
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	620		

(4) 空き家被害予測結果

ケース	対象地震	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	69	—	167
	首都直下地震M7（立川市直下）	20	—	73
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	1	—	7
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	2	—	9
	曾根丘陵断層帯	39	0	112
	身延断層	0	—	0
	塩沢断層	17	—	51
	扇山断層	34	3	100
	富士川河口断層帯	187	2	284
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	225	139	362

(5) 別荘被害予測結果

ケース	対象地震	全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	6	—	16
	首都直下地震M7（立川市直下）	2	—	7
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	—	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	—	1
	曾根丘陵断層帯	4	0	10
	身延断層	0	—	0
	塩沢断層	2	—	5
	扇山断層	3	0	9
	富士川河口断層帯	17	0	27
	（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）	21	13	34

(6) 別荘の人的被害予測結果

ケース	対象地震	死者	負傷者	重傷者
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	0	4	1
	首都直下地震M7（立川市直下）	0	2	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0	0
	曾根丘陵断層帯	0	3	0

ケース	対象地震	死者	負傷者	重傷者
	身延断層	0	0	0
	塩沢断層	0	1	0
	扇山断層	0	2	0
	富士川河口断層帯	1	9	2
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	2	11	3

(7) 災害関連死被害予測結果 (建物全壊棟数と関連死の比率)

ケース	対象地震	災害関連死者数 (人)	
		災害関連死者比率0.9%	災害関連死者比率2.3%
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	4	10
	首都直下地震M7 (立川市直下)	1	3
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	6
	身延断層	0	0
	塩沢断層	1	3
	扇山断層	2	6
	富士川河口断層帯	11	28
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	21	54

(8) 災害関連死被害予測結果 (直接死者数と関連死の比率)

ケース	対象地震	災害関連死者数 (人)	
		災害関連死者比率15.76%	災害関連死者比率16.76%
冬5時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	4	4
	首都直下地震M7 (立川市直下)	1	1
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	2
	身延断層	0	0
	塩沢断層	1	1
	扇山断層	2	2
	富士川河口断層帯	11	11
	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)	15	16

(9) 災害関連死被害予測結果 (避難者数の比率)

ケース	対象地震	災害関連死者数 (人)	
		災害関連死者比率0.07%	災害関連死者比率0.98%
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	1	16
	首都直下地震M7 (立川市直下)	0	7
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0	0
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	0	0
	曾根丘陵断層帯	2	25
	身延断層	0	0
	塩沢断層	1	13
	扇山断層	2	23
	富士川河口断層帯	2	22

ケース	対象地震	災害関連死者数（人）	
		災害関連死者比率0.07%	災害関連死者比率0.98%
	(参考) 首都直下地震M8（相模トラフ）	5	71

8 災害廃棄物予測結果

ケース	対象地震	風速8m		
		揺れ・液状化 による 災害廃棄物(t)	火災 による 災害廃棄物(t)	合計(t)
冬18時	南海トラフの巨大地震（東側ケース）	77,340	—	77,340
	首都直下地震M7（立川市直下）	25,258	—	25,258
	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	1,656	—	1,656
	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	2,263	—	2,263
	曾根丘陵断層帯	43,988	160	44,148
	身延断層	29	—	29
	塩沢断層	18,648	—	18,648
	扇山断層	39,418	1,700	41,118
	富士川河口断層帯	189,888	1,068	190,956
	(参考) 首都直下地震M8（相模トラフ）	227,996	69,731	297,727

9 その他の被害

(1) 危険物施設被害予測結果

対象地震	危険物件数	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	126	—	0.03	0.66
首都直下地震M7（立川市直下）		—	0.01	0.25
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間		—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間		—	—	—
曾根丘陵断層帯		—	0.06	1.28
身延断層		—	—	—
塩沢断層		—	0.03	0.84
扇山断層		—	0.06	1.10
富士川河口断層帯		—	—	—
(参考) 首都直下地震M8（相模トラフ）		0.00	0.16	3.08

(2) 防災上重要施設被害予測結果

対象地震	総数	地震動					液状 化	火災 風速8m		
		震度 5弱	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度 7		冬 5時	夏 12時	冬 18時
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	8	—	5	3	—	—	—	—	—	—
首都直下地震M7（立川市直下）		—	7	1	—	—	—	—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間		1	—	—	—	—	—	—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間		7	—	—	—	—	—	—	—	—
曾根丘陵断層帯		1	—	7	—	—	—	—	—	—
身延断層		—	—	—	—	—	—	—	—	—
塩沢断層		1	1	6	—	—	—	—	—	—
扇山断層		—	—	8	—	—	—	—	—	—

対象地震	総数	地震動					液状 化	火災		
								風速8m		
		震度 5弱	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度 7		冬 5時	夏 12時	冬 18時
富士川河口断層帯		5	2	—	—	—	—	—	—	1
(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)		—	—	—	8	—	—	1	3	3

(3) 文化財被害予測結果

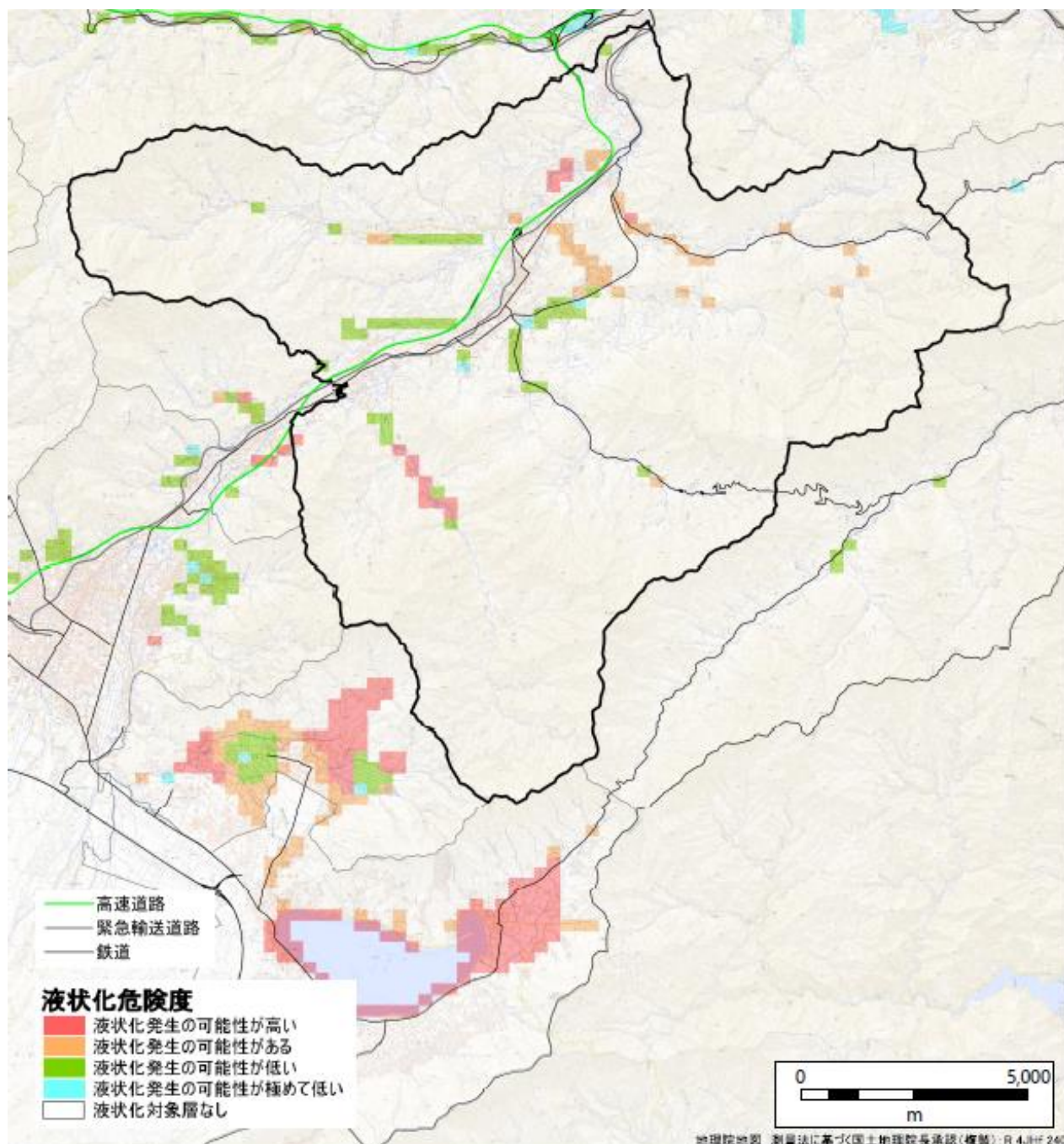
対象地震	総数	地震動					液状 化	火災		
								風速8m		
		震度 5弱	震度 5強	震度 6弱	震度 6強	震度 7		冬 5時	夏 12時	冬 18時
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	15	—	—	6	—	—	—	—	—	—
首都直下地震M7（立川市直下）		1	11	3	—	—	—	—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯　中南部区間		2	—	—	—	—	—	—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯　南部区間		8	2	—	—	—	—	—	—	—
曾根丘陵断層帯		—	4	9	2	—	—	—	—	—
身延断層		2	—	—	—	—	—	—	—	—
塩沢断層		2	3	8	2	—	—	—	—	—
扇山断層		—	1	11	3	—	—	—	—	—
富士川河口断層帯		11	4	—	—	—	—	—	—	1
（参考）首都直下地震M8（相模トラフ）		—	—	2	11	2	—	1	6	6

10 帰宅困難者数予測結果

県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
1,318	172	1,490	347	302	649

11 液状化による想定被害

地中の地下水位以下にある砂は、地震の振動によって砂粒の隙間の水圧が上がり、液体のような状態になる。これを、液状化という。液状化が発生すると、水と共に砂が地上に噴出（砂噴）し、建築物の基礎や地下埋設管が破損したり、地盤ごと滑り出す被害が発生する。



第4 本計画における目標

地震被害想定調査により被害予測が具体的な数値として示された。

これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

一般災害編第2章第1節「防災組織の充実」を準用する。

第2節 地震に強いまちづくりの推進

市は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な市街地の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 道路施設等の対策

地震による山崩れ、地すべり等で道路破損の被害が予想されるため、危険箇所指定区域には、標示板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に防災パトロールを実施して、危険区域の保全を図る。

1 道路の整備

市長は、地震発生時における道路機能を確保するため、市道について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

また、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

市長は、地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図る。

また、今後、新設する橋梁については、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

3 ずい道の整備

市長は、地震発生時におけるずい道の安全確保のために、管理ずい道について点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施する。

4 横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているので、地震発生時の落橋等の可能性は小さいと考えられるが、建設後の経過により構造細部に変化を生じることもあるので、本体と階段の取付部等の安全点検調査を実施し、補強等を必要とする場合は、速やかに工事を実施する。

5 道路網の整備

地震の規模が甚大であるほど、緊急啓開道路の役割を担い、また火災発生時の焼け止まりの機能をもつ幅員の広い道路が必要となるので、道路網の整備の推進を図っていく。

第2 土砂災害危険箇所対策

土砂災害危険箇所の予防対策については、一般災害編第2章第6節「風水害等災害予防計画」の定めるところによる。

第3 公園の整備

公園や緑地は、市街地において緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割をもっている。

公園の適切な配置及び量的拡大そのものが、防火帯や避難地等の防災機能の増大を果たすことになることから、今後も小規模の公園も含めた公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第3節 大震火災対策の推進計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るなど、効果的な予防対策を樹立するものとする。

第1 被害想定を作成

大震火災における消火救援等の各種対策を樹立するにあたり、まずその対策の前提となる大震火災の被害を想定し、地盤調査、耐震耐火建造物災害危険地区、地下埋設物の調査、過去の地震被害等をもとにして、家屋倒壊予想、家屋の焼失、延焼予想、水道、電気及び通信の被害予想、道路及び交通機関の被害予想、消防活動の障害の予想など、大地震火災の原因の関係ある事項を加味し作成する。

第2 出火予防対策の推進

1 建築同意制度の活用

市は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進するものとする。

2 家庭に対する指導

市は、自主防災会等を通して家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図るものとする。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震発生時における災害予防の徹底を図るものとする。

- (1) 地震防災に関する知識の修得
- (2) 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の促進
- (3) 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメーター、並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- (4) 防災訓練等への積極的参加の促進

3 防火対象物の防火体制の推進

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため市は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

- (2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うものとする。

(3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

4 予防査察の強化指導

市は、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

市は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、市は、都留市火災予防条例（昭和37年条例第3号）に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

6 防火防災思想、知識の普及強化

市は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、防災フェスティバル等各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第3 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 地震直後の初期消火に対応するため、自主防災会に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備するものとする。

また、消防本部、消防団及び自主防災会の有機的な連携による初期消火体制の確立を図るものとする。

(2) 耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化し、地震発生時の水利の確保を図るものとする。

(3) 耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、湖沼等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう年次計画に基づき施設整備を進めるものとする。

また、消防水利の表示等を行い、水利の位置を明確にするものとする。

資料編	○都留市消防職員等消防現有勢力一覧	P. 381
	○耐震性貯水槽設置場所一覧	P. 369

2 緑化の推進

(1) 避難場所等の緑化

災害時に避難場所として利用される公共施設・学校等、また避難路となる街路等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努める。

(2) 災害に強い緑づくり

樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで緑化を推進し、災害に強いまちづくりを推進する。

第4節 消防計画

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

市は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図るとともに、県、都留市消防本部及び他の市町村との連携強化に努めるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第5節「消防計画」の定めるところによる。

第1 消防力の充実整備

市は、警戒宣言発令時、又は地震発生時速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図るものとする。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴をもつ地震災害に対応して、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業及び防災基盤整備事業により、計画的に消防施設等の整備を推進するものとする。

第2 自衛消防力の整備強化

消防法第8条、大震法第8条に基づく防火対象物の管理者は、自主安全体制を確立するため消防計画、地震防災応急計画又は地震対策を作成するとともに、自衛消防組織を整備充実し、消防機関の活動開始前における防災対策上緊急に必要な設備等を整備するとともに、教育及び訓練を行い、消防機関の活動を円滑にするための措置を講ずるものとする。

地震対策施設等整備事業計画

計画年度 事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	適用
災害対応特殊消防ポンプ自動車			1				緊急消防援助隊 設備整備費補助金
災害対応特殊救急自動車		1					緊急消防援助隊 設備整備費補助金
高所作業車							防災対策事業
救助工作車	1						施設整備事業
指揮2号車						1	防災対策事業
小型動力ポンプ付積載車	2	2	2	2	2	2	緊急防災・減災事業

第3 救出計画の作成

大規模地震により倒壊した建築物より住民を救出するため、次の計画を作成する。

1 救出資機材の整備

- (1) 家屋、建造物等の下敷になった人々の救出を敏速に行うため、レスキューキット、ポートパワー、ジャッキなどの救出機材とともに、酸素呼吸器、タンカ等の救護に必要な資機材の整備も進める。
- (2) 近隣住民による初期救出活動を促すため、発災時には市有資機材を放出し、より迅速な救出活動が行えるようにする。

(3) 自主防災会の整備する資機材の中に、救出に有効な資機材を取り入れるように指導する。

2 消防団の活動体制の整備

消防団への連絡手段に不備が生じることも予想されるので、次の事項について計画を作成する。

(1) 大規模地震が発生した際の連絡手段指揮系統の確立

(2) 都留市消防署との連携方法

(3) 警戒宣言が発せられた場合又は地震発生後に平常な交通機関が利用できないときの迅速なる参集体制の確立

3 破壊消防等による防御線の設定等

被害想定をもとにし、破壊消防による防御線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達等について事前に検討し計画を立てる。

4 避難場所の設定、適正な勧告・避難の指示及び誘導方法の確立

被害想定をもとにし、安全な避難場所を設定して市民にその場所を周知徹底させる。また、被災者への避難の勧告・指示及び誘導についてその時期、方法、範囲、実施責任者等を具体的に検討し避難計画と避難心得の周知、避難訓練を実施するとともに、警察、都留市消防本部及び自主防災会を中心とした適切な避難誘導體制を確立する。

5 応援協力体制の整備

本市は、近隣市町村と消防相互応援協定を締結し、大規模地震発生時にも迅速に応援要請ができるよう、連絡体制の整備を図るものとする。

資料編 ○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定

P. 412

6 通信連絡体制の整備

震災時の通信連絡体制の確立、非常通信利用の検討、ヘリコプター基地、照明機材の整備を図る。また、市内のアマチュア無線クラブとの協力態勢を検討し、より一層の強化を図る。

第5節 生活関連施設の安全対策推進計画

水道、電気、交通、電話、通信等の生活を支えるシステムの損壊は、被災者の日常生活に大きな支障が生じるだけでなく、ガス漏れのところに電気が復旧したための火災の発生等、ライフライン関係機関相互の連携も重要であり、各施設の耐震性の向上や復旧の迅速化を推進するとともに、各家庭でのガスボンベの固定など、火災発生要因の除去を図る。

第1 水道施設対策

本市の水道施設は、次のとおりである。

水道施設の状況（令和6年3月現在）

地区名	施設別		地区内		上水道		簡易水道	
	上水道	簡易水道	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
谷村	1		3,937	7,320	3,937	7,320		
三吉		2	926	2,184	784	1,830	142	354
開地		2	708	1,779	566	1,442	142	337
東桂		7	2,699	6,105			2,699	6,105
禾生		1	3,401	7,190	2,134	4,436	1,267	2,754

宝		3	1,005	2,245			1,014	2,245
盛 里		2	525	1,197			525	1,197
合 計	1	17	13,201	28,020	7,421	15,028	5,789	12,992

(資料) 上下水道課

1 水道水の確保

取水、浄水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化を図る。

3 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するために、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄する。また、災害時に不足する場合に備え、平素から隣接の水道事業者と応援協力体制の確立を図るとともに、指定給水装置工事事業者と連絡協力体制の確立を図る。

資料編 ○都留市指定水道事業者（市内）一覧

P. 327

第2 下水道施設対策

本市では、桂川流域下水道事業に基づいて、平成5年度より公共下水道事業に着手しており、下水道施設の地震対策として、次のような対策を実施するものとする。

1 重要幹線管渠については、可とう性継手等の使用により耐震性の向上を図る。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施す。

2 ポンプ施設については、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保する。

3 下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図る。

また、水道、電気等が被災したときでも下水道としての機能を確保するための対策に努める。

4 下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線の複数系列化を検討するとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図る。

5 施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド株式会社大月支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため次の予防対策を実施するものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出勤体制の確立

第4 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施する。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化を図る。
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベ転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の利用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス利用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

東日本電信電話(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設、防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電源電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

カ 変電所設備の維持、補修

- (2) 緊急地震速報による早期列車停止

緊急地震速報受信時に自動的に走行中の全列車に緊急地震速報を発信し、乗務員は列車を安全に停止させる措置をとるとともに地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第6節 建築物災害予防計画

地震に対する建築物の安全性を高めることにより、地震発生時の被害の拡大を防止し、また防災活動の拠点となる主要建築物の耐震性・不燃性を強化することにより震災時の災害対策の円滑な実施を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、市の整備計画に併せて改築の促進を図る。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 市有施設の耐震診断

建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）前に建築された市有建物のうち、災害応急活動の拠点となる市庁舎、避難所となる学校施設、公民館等を優先して耐震性の調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

また、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物については、耐震性の調査を行ったものを中心に、緊急度や建替計画などを考慮する中で、順次、耐震補強を実施する。

3 建替時等の措置

改修や建替え、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や、手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

第2 一般建築物災害予防計画

1 現況

建築物全般及び特定の工作物（一定の高さ以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベーター及び遊戯施設等）については建築基準法及びその他の関係法令の防災関係規定等により、個々の建築物の構造耐久力上は勿論のこと防災上、避難所等の諸点について次のような内容により安全性の確保を図っていく。

- (1) 木造及び組積造等の一般構造物の禁止
- (2) 一定規模以上の木造及び組積造建物の禁止
- (3) 一定規模以上の特定建築物について耐火構造又は簡易耐火構造の推進
- (4) 防火区画、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限
- (5) 避難階段及び非常用進入口等の諸指定
- (6) 建築士による一定規模・構造以上の建築物についての設計、施工の管理

2 防災対策

- (1) 特定建築物のうち、不特定多数が利用する建築物（劇場、集会所等）については、防災査察を実施し、その結果により防災上の改修等について必要な助言指導を行う。
- (2) 既存特殊建築物の防災改修促進のため、実態を把握し自主的改善を促すよう啓もうしていく。
- (3) 地震時における建造物の窓ガラスその他の外装材、屋外突出物、屋上工作物等の落下などによる影響は人身への被害とともに救助活動の障害ともなる。したがって、これら建築物等の安全性を確認するために耐震診断を実施し、建築関係諸団体等に要請しその実効化を図る。
- (4) 震災に強いまちづくりを目指すために、既存木造住宅の耐震診断を支援するとともに、耐震改修を行った住宅所有者に対し、工事費の一部を補助するものとする。

資料編	○都留市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱	P. 423
資料編	○都留市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱	P. 426
資料編	○都留市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱	P. 431
資料編	○都留市災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱	P. 435

第3 社会福祉施設等防災対策

高齢者人口の増加に伴い、災害時要配慮者への対策が重要性を増しているところであり、施設の新設又は老朽施設の増改築にあたっては、耐震、耐火構造に改めるとともに、消防用設備の設置を促進する。

第4 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に、ブロック塀等の倒壊による死者が多数を占めた。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていないことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導していく。

また、特に通学路沿い及び避難路のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨していく。

震災に強いまちづくりを目指すために、ブロック塀等の除去、建替又は耐震改修を行う者に対し、工事費の一部を補助するものとする。

資料編	○都留市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱	P. 441
-----	----------------------------	--------

第5 崖地近接危険住宅移転

崖地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、事前に災害から住民の生命を保護するため、国から必要な補助金交付を受け、また県からの必要な技術指導及び助成により、崖地近接危険住宅移転事業を実施する。

第6 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、市は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横 断 歩 道 橋	道 路 管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交 通 信 号 等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯 街 路 樹 等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電 柱 街 灯 等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
ア ー ケ ー ド 等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補強を実施する。
看 板 広 告 物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブ ロ ッ ク 塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガ ラ ス 窓	所 有 者 ・ 管 理 者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自 動 販 売 機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹 木 ・ 煙 突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第7 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 市の措置

市は都留市消防本部と連携して、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業所の措置

事業所は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第8 火災の防止に関する調査研究

地震災害発生の様相は複雑多岐であり、また災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の経験を基盤として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小に食いとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止の向上に努める必要がある。

1 大震火災に関する調査研究

地震時に予想される同時多発性火災による大震火災対策を科学的データに基づいて次のような調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し市の防災対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査研究
- (2) 火災の拡大防止に関する調査研究
- (3) 地域の特性を考慮した延焼危険地域合流火災から避難路を防護するための延焼防止に関する調査研究

第9 農業用施設における大規模地震防災対策

地震防災対策強化地域における農地及び農業用施設について、農地防災事業を効果的に推進するため、次の事項を調査する。

- 1 保全対象事業
- 2 保全対象施設現況調査
- 3 施設危険度予測調査
- 4 農地防災計画調査

第10 避難場所の安全確保に関する調査研究

避難場所は、地震火災に際して常にその安全性が確保されなければならない。したがって、避難場所の選定については一定期間毎に安全性について調査確認することが必要である。

- 1 指定避難場所等の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- 2 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- 3 避難時に障害となる交通の動態調査と避難の円滑化方策の調査研究

第11 案内所、相談所の設置(市民班)

市は、地震災害の発生後速やかに庁舎1Fロビーに案内窓口、相談窓口を設置し、身元不明者の相談、住宅復旧資金、企業融資等の相談に応ずるものとする。

第7節 防災施設・資機材の整備計画

一般災害編第2章第4節「防災施設・資機材の整備計画」を準用する。

第8節 広域応援体制整備計画

大規模災害発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

本市の応援協定の締結状況は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412

第2 協定の充実等

1 協定内容の見直し

市は、協定締結市町村等と、締結している相互応援協定の内容を適宜見直して充実させるとともに、平常時から連携強化を図る。

2 協定締結の推進

大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、今後検討を図っていく。

第3 応援要請等の整備

1 応援要請手続等の周知

災害時において、締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入れ体制の整備

他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアルの整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。

3 防災訓練等の実施

平常時から、協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、連携強化を図る。

4 その他

応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

資料編	○災害時相互援助協定連絡表	P. 411
-----	---------------	--------

第9節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進

大地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、市をはじめとして各防災関係機関の地震に関する防災対策のみでなく、「住民一人ひとりが自分の生命、自分の身体、自分の財産は、まず自分で守る」ということを認識し行動することが被害を少なくする第一義的な原点である。

震災時において沉着冷静かつ適切な行動の必要性を深く認識し、協働の精神を発揮して住民による自発的な防災組織、また施設あるいは事業所別の防災組織を組織し、防災関係機関と住民とが一体となったよ

り効果的な地震防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報、啓発活動を積極的に行い、住民の防災意識の高揚に努め、また防災組織の育成指導、助言等を図るものとする。その際、男女共同参画の視点からの災害対応について理解が深められるよう努めるものとする。

第1 市職員に対する市の役割

市は、職員に地震災害応急対策及び南海トラフ地震臨時情報発表時の対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行うものとする。

- 1 地震に対する基礎知識
- 2 南海トラフ地震（東海地震）と地震予知、南海トラフ地震臨時情報とこれらに基づく措置及び情報伝達
- 3 市が実施している地震対策
- 4 地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の動員体制と任務分担等）
- 5 年度当初に各所属等において実施する職場研修等で、上記4についての周知徹底

第2 住民等に対する市の役割

市は防災活動の主体となる第一次的団体であるが、地震等の災害が大規模であればあるほど、市をはじめとする各防災関係機関の初動態勢に遅れが生じる可能性があり、家庭・地域での防災活動が被害を軽減する鍵となる。

したがって、市は、住民が家庭及び地域から防災に取り組める環境の整備に向けて、防災・減災に関する地域ルール作り、資機材の充実、訓練の実施等について定例的に自主防災会との研修会を設け、災害対策に関する啓発と、発災時に速やかな応急対策の実施が図れるよう計画を作成するものとする。

1 住民に対する防災知識の普及

市は、住民が地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に的確な判断に基づいた行動がとれるよう、また「自らの身は、自らが守る」が防災の基本であることから、住民がその自覚を持つよう、防災訓練等を通じて防災知識の普及啓発に努める。

（1）啓発の方法

- ア 広報紙（広報つる）の活用、防災関係資料の作成・配布
- イ 新聞、ホームページ等各種報道媒体の活用
- ウ 県立防災安全センターの活用、防災資機材・防災映画等の貸し出し
- エ 講演会等の開催、自主防災会に対する出張講座の実施や指導

（2）啓発の内容

- ア 南海トラフ地震（東海地震）及び地震に対する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 南海トラフ地震（東海地震）に関連する情報、南海トラフ地震臨時情報の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 南海トラフ地震臨時情報が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

2 幼児、児童、生徒に対する教育

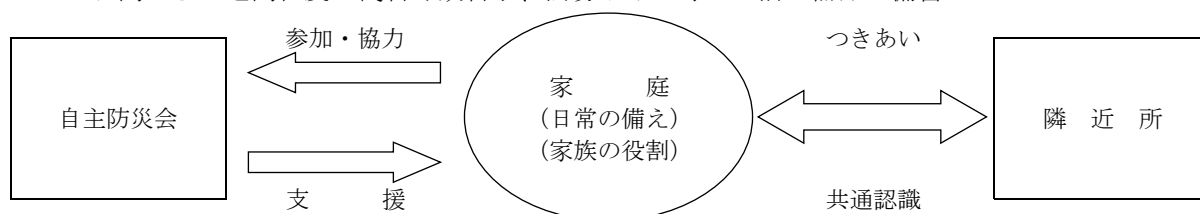
市は、幼児、児童、生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

3 防災関係機関による防災知識の普及

東日本電信電話(株)、日本道路公団、東京電力パワーグリッド(株)、富士急行(株)、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図る。

第3 家庭の役割

- 1 「自らの身は、自らが守る」という認識の上に立った安全対策の実施
- 2 大規模地震を想定した家庭防災会議の実施
- 3 市等が実施する防災訓練、講演会等への参加
- 4 自主防災会への参加・協力
- 5 3日間から1週間程度の食料や飲料水、簡易トイレ等の生活必需品の備蓄



第4 自主防災会の役割

大規模地震の際には、

- ①電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難になる
- ②道路が遮断され、消防活動等が困難になる
- ③各地で同時に災害が発生し、消防力が分散される
- ④水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難になる等の事情により、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

このような状況の中で、被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が必要になる。そこで市は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成されている自主防災会の充実強化を推進する。

このため、市及び各地区の自主防災会は、大規模地震発生時に自主防災会が組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 市の指導等

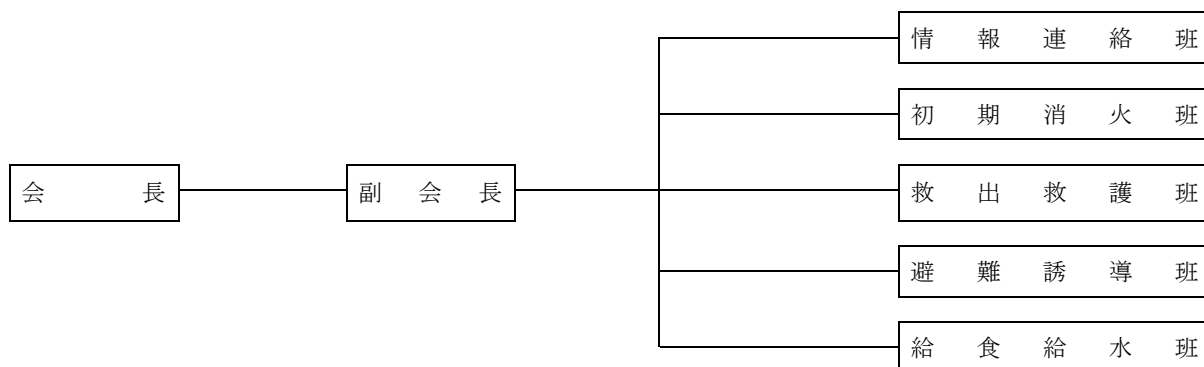
- (1) 県と連携する中で、県立防災安全センター等専門的な組織を活用して研修会等を開催し、自主防災会指導者の育成を図る。
- (2) 自主防災会が円滑に運営できるよう、また充実した防災訓練ができるよう、必要な補助を行う。

2 自主防災会の活動

自主防災会は、防災訓練を通じて防災資機材の使用方法や応急手当の習得に努め、女性の参画を推進するとともに、市等が開催する講演会や研修会に積極的に参加し、組織の充実強化を推進する。

また、組織の充実強化を図るため、概ね次のような班を編成し、地域の実態に応じた必要な活動を行うものとする。

(1) 自主防災会の編成



(2) 平常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	初期消火班
救 出 対 策	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者などへの重機の事前協力要請	救出救護班
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施 3 負傷者収容についての医療機関との協議	救出救護班
情 報 対 策	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災会、ボランティアとの連絡方法の確立	情報連絡班
避 難 対 策	1 避難対策地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	避難誘導班
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	給食給水班
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各 班
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各 班

(3) 非常時の役割

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 " 初期消火班
救 出 対 策	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請	救出救護班 "
救 護 対 策	1 軽傷者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などの医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班 "
情 報 対 策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と市等への報告 3 隣接自主防災会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報	各 世 帯 情報連絡班 " "

	5 市への地域住民の安否、入院先、避難先等の情報提供	〃
	6 ボランティアに対する被災者ニーズの把握	〃
避難対策	1 避難路の安全確認	避難誘導班
	2 避難者の誘導（組織的避難の実施）	〃
	3 自力で避難困難な者の担架搬送、介添え	〃
給食給水対策	1 飲料水の確保	給食給水班
	2 炊出しの実施	〃
	3 飲料水、食糧などの公平配分	〃

第5 事業所の役割

1 事業所の防災及び危機管理体制の確立

施設の耐震・耐水化、意思決定機能・重要データの分散化、非常用電源・冷却水等の確保、通信連絡機能の複数ルートの設置、発災時刻の想定に基づく防災計画の作成等、各事業所の防災化と危機管理体制の確立を図る。

2 地域企業としての防災への協力

地域企業として、災害時には可能な範囲で一時避難場所としての施設の提供、物資面やボランティアとしての支援、炊出し施設の提供、自衛消防隊等の消防力の提供等を行う。

3 地域と協力した訓練の実施

事業所の行う訓練又は南海トラフ地震臨時情報発表時の地震防災応急対策並びに発災時の被害の軽減等に対し、地域住民との協力のもとに実施できるように努める。

4 市の指導・助言

市は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての指導・助言を行う。

第6 相談窓口の設置

市は、住民及び事業所等が上記の役割を円滑に行えるよう、住民等の地震に関する相談を受けるための必要な窓口を設置する。

第10節 防災ボランティア育成強化計画

防災ボランティアは、自主防災会など既存の防災体制を補完し、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

市は、県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会等と連携して、住民のボランティア意識の高揚、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備など各般にわたる施策を展開してボランティアの育成に努める。

第1 防災ボランティアの登録

市は、日常から福祉等のボランティアとして活動している者に対し、災害時にもボランティアとして活動してもらえるように依頼して、順次登録等を行う。

第2 ボランティア活動の環境整備

1 災害救援ボランティアの活動拠点は「いきいきプラザ都留」とする。

2 市は、市社会福祉協議会等と連携し、中核となる防災ボランティアリーダー及び地区リーダーの養成を図る。

第3 ボランティアの活動分野

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

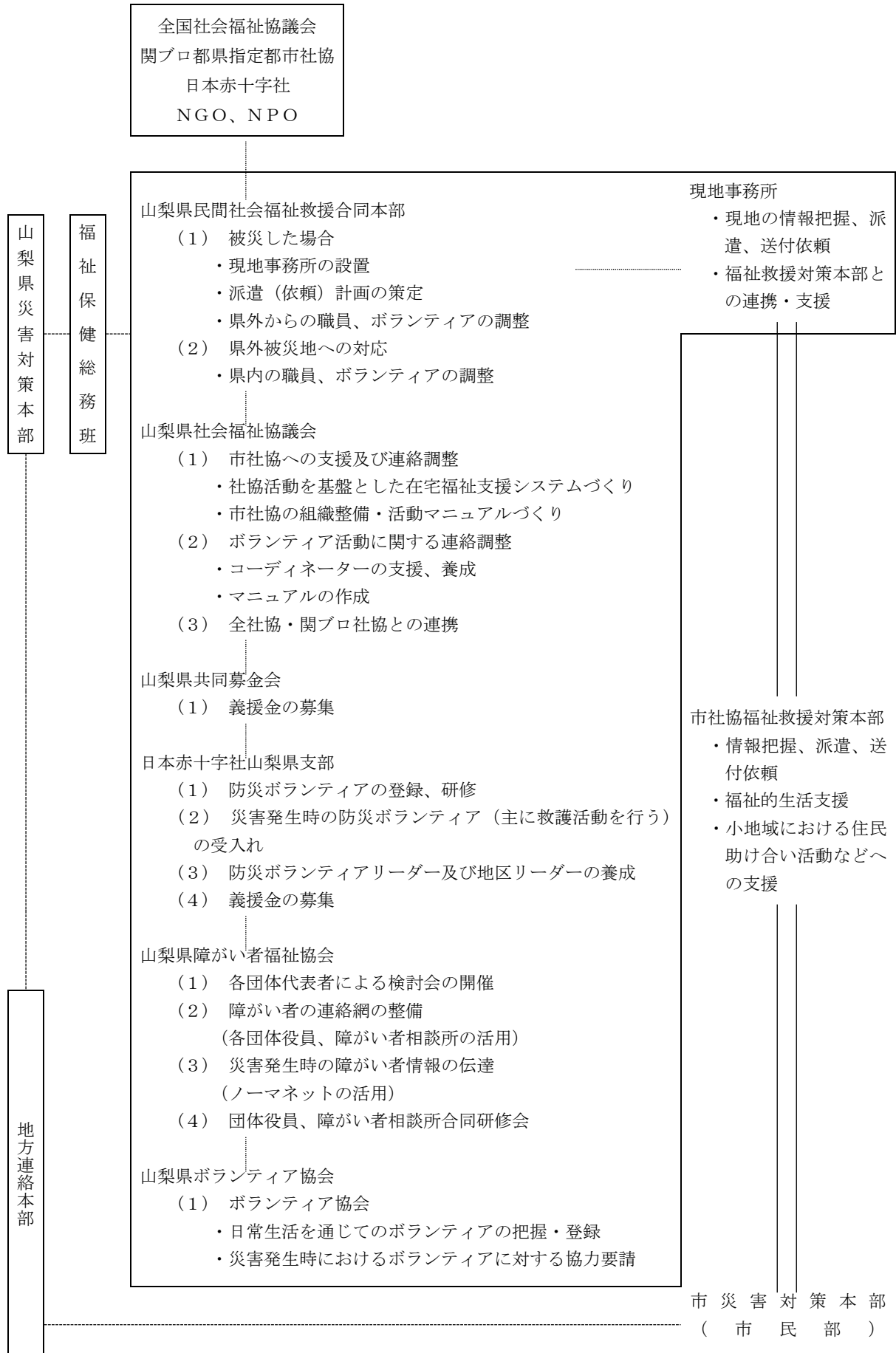
- 1 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- 2 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）の介助及び看護補助
- 3 清掃
- 4 炊出し
- 5 救援物資の仕分け及び配布
- 6 消火・救助・救護活動
- 7 保健医療活動やメンタルヘルスケア活動
- 8 通訳等の外国人支援活動

第4 山梨県民間社会福祉救援合同本部

現在、県や日本赤十字社山梨県支部において防災ボランティアの育成が行われており、また平常時にはボランティア登録及び研修、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同対策本部が設置される。

市においても、平常時から県及び関係機関と連携して防災ボランティアの育成に努めるものとする。

山梨県民間社会福祉救援合同本部



第 1 1 節 防災訓練に関する計画

一般災害編第 2 章第 3 節「防災訓練に関する計画」を準用する。また、予知体制が進んでいる南海トラフ地震（東海地震）については、発災前を想定した対応訓練も実施し、市の取るべき措置について習熟することで、予想される混乱を最小限に抑える。

第 1 2 節 災害時要配慮者対策の推進

一般災害編第 2 章第 1 3 節「災害時要配慮者対策の推進」を準用する。

第 1 3 節 住民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

一般災害編第 2 章第 1 4 節「住民及び事業者等による地区内の防災活動の推進」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 都留市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、都留市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるときとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするときで、なお防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	通 知 及 び 公 表 の 方 法
各 部	庁内放送、防災行政無線、職員専用災害対策連絡メール
各 方 面 対 策 支 部	防災行政無線、有線電話、職員専用災害対策連絡メール
一 般 住 民	防災行政無線、防災つるメール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
県 本 部	防災行政無線、FAX、有線電話、Lアラート
報 道 機 関	口頭、文書又は有線電話、Lアラート

4 災害対策本部の設置場所

都留市役所内1Fロビーに設置する。ただし、市庁舎が被災した場合には、「消防庁舎2F会議室」に設置する。県の「現地災害対策本部」は、「都留市役所内」に設置する。

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

都留市災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

資料編	○都留市災害対策本部条例	P. 404
	○都留市災害対策本部運営要領	P. 405

第3 都留市災害警戒本部の設置

市内で震度5弱又は5強の地震を観測した場合等、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を総合的に、迅速かつ的確に行うため、都留市災害警戒本部を設置する。

都留市災害警戒本部の設置については、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

資料編	〇都留市災害警戒本部設置要綱	P. 407
-----	----------------	--------

第4 震災時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震観測時	震度5弱又は5強の地震観測時	震度6弱以上の地震観測時
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により全市一斉指令を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市内の被害状況等の情報収集	1 左欄の1及び2を実施する。 2 必要なときは、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は、市庁舎に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに本部を設置する。
勤務時間外の体制	第一配備体制により配備につく。	第二配備体制により配備につく。	第三配備体制により配備につく。

第2節 職員の配備計画

地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため災害対策本部の組織体制が確立できるように、要員の確保及び活動の概要を具体的に定めておくものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員の配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

市職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

	配 備 基 準	配 備 内 容	配 備 を 要 す る 所 属 及 び 人 員 等
注 意 配 備	震度3の地震を観測したとき。	情報収集により、第一配備への準備体制を整えるものとする。	・総務課長及び行政防災室職員2名以上の自宅待機とする。 ・財務課、建設課及び上下水道課は、課長を含めて2名以上の自宅待機とする。

第一 配備	(1) 震度4の地震を観測したとき。又は、本市を除く富士東部で震度5弱以上を観測したとき。 (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表を受けたとき。 (3) その他、市長が必要と認めたとき。	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	・総務課長及び行政防災室職員3名以上の配備とする。 ・建設課は、課長を含めて3名以上の配備とする。 ・財務課及び上下水道課は、課長を含めて2名以上の配備とする。 ・上記以外の所属は、所属長を含めて2名以上の自宅待機とする。
第二 配備	(1) 震度5弱又は5強の地震を観測したとき。 (2) 「災害警戒本部」を設置したとき、又は本部長が指示したとき。 (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表を受けたとき。 (4) その他、市長が必要と認めたとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部や巨大地震警戒態勢に移行できるものとする。	・各部長及び行政防災室職員は全員の配備とする。 ・総務課（行政防災室職員以外）、財務課、建設課及び上下水道課は、課長を含めて4名以上の配備とする。 ・上記以外の所属は、所属長を含めて2名以上の配備とする。 ・上記以外の全職員は、自宅待機とする。
第三 配備	(1) 震度6弱以上の地震を観測したとき。 (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表を受けたとき。 (3) 「災害対策本部」を設置したとき、又は本部長が指示したとき。 (4) その他、市長が必要と認めたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動や避難誘導等が円滑に行えるものとする。	・全職員の配備とする。 【休日・勤務時間外に震度6弱以上の地震を観測したとき】 ＊初動体制職員は、直ちに登庁し、別に定める所掌事務を実施する。 ＊方面対策支部及び避難所派遣職員は、災害対策本部の指示を待つことなく、あらかじめ定められた場所に参集する。

第2 職員への伝達及び配備

1 市本部

- (1) 市本部から各部長に伝達し、各班に伝達する。
- (2) その他、庁内放送により庁内各部に伝達する。

2 方面対策支部（以下「支部」という。）

- (1) 市本部は、支部長に伝達する。

3 初動体制職員

- (1) 休日、勤務時間外等に震度6弱以上の地震が発生した場合、迅速かつ円滑な災害対策本部の運営を行うため、総務部長は「初動体制職員取扱要領」に基づき、あらかじめ初動職員を指名し、初動体制の整備を図る。

資料編 ○初動体制職員取扱要領 P. 410

- (2) 初動体制職員は、本庁及び支部を設置する地域コミュニティセンターに勤務する職員のうち、それぞれの勤務場所に徒歩20分以内に在住の職員とする。

4 その他

- (1) 災害対策に関係のある市本部及び支部の職員（初動体制職員を含む。）は、休日及び勤務時間外に災害の発生を感知した場合又は発生するおそれがある場合は、以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁することとする。
- (2) 震度6弱以上の地震を感知した場合、通信の途絶等を考慮して自主的に参集する。
しかし、災害の状況により自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、次に掲げる市の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を応援する。
ア 自己の業務に関連する最寄りの市の機関
イ 市役所又は各地域コミュニティセンター
- (3) 消防職員については、この動員計画表を準用し、消防長が別に定める。

第3節 ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第3章第4節「ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第4節 応援協力要請計画

一般災害編第3章第4節「応援協力要請計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第3章第5節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 地震災害情報等の収集伝達

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、長周期地震動階級、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（＊）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想したときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は、特別警報である。

気象庁は、緊急地震速報を日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由により市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

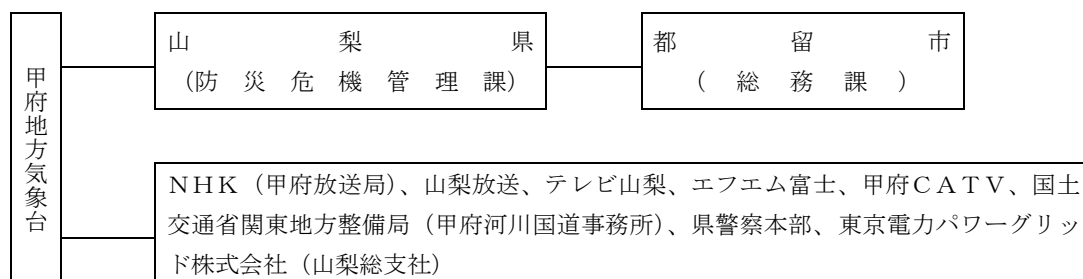
（＊）緊急地震速報で用いる区域。

2 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	発表基準	内 容
(1) 震度速報	震度3以上	地震発生後約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
(2) 震源に関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
(3) 震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報や注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
(4) 推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
(5) 長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
(6) 遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。

(7) 地震に関する その他の情報	顕著な地震の震源要素を 更新した場合や、地震が 多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震の活動 状況等に関する情報、地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
----------------------	---------------------------------------	---

3 伝達先



4 地震解説資料

山梨県内で震度 4 以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

5 地震情報の収集

市は、市庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとることとする。

6 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は、次のとおりとする。

- (1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報
- (2) 地震防災応急対策の指示

【指示内容の例示】

- ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。
- イ 電話使用を自粛すること。
- ウ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。
- エ 被害が発生した場合は、自主防災会長等を通じて市に報告すること。
- オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第 7 節 被害状況等報告計画

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 3 章第 7 節「被害状況等報告計画」によるものとする。

第 1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であることから、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市庁舎に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情報の種類	災害情報収集先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	都留市消防署、消防団、自主防災会
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	都留市消防署、大月警察署、市内医療機関（都留医師会）、県（県内市町村等のり災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	N T T 東日本山梨支店、東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）、（社）山梨県エルピーガス協会、市産業・建設部
⑤ 道路等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、富士山麓電気鉄道(株)管理駅長、(財)日本道路交通情報センター
⑥ 堤防、護岸等のり災状況	甲府河川国道事務所、富士・東部建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、大月警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設のり災状況	市教育委員会、施設管理者、都留医師会

イ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、市本部又は方面対策支部に報告する。市本部及び方面対策支部との連絡がつかない場合又は直接行くことが困難な場合には、最寄りの消防団へ報告し、消防団は、消防無線により市本部へ報告する。

ウ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに班長に報告する。

エ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により市内のアマチュア無線局設置者の協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

(2) 第2段階に収集する情報

ア 各部における調査

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の

資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担 当		協 力 団 体 等	調 査 事 項
部	調 査 責 任 者		
総務部	総務課長	消防団、交通安全連合会	他部に属さない被害状況及び応急対策状況の総括
市民部	税務課長	各自主防災会の会長等	人、人家等の被害
	地域環境課長	民生委員児童委員、各自主防災会、衛生組合等	災害廃棄物、被災地のごみ、し尿、環境衛生等の状況
福祉保健部	福祉課長	各施設の管理者 民生委員児童委員 都留市社会福祉協議会	社会福祉施設の被害及び入所者等の安否 避難行動要支援者の安否
	長寿介護課長	各施設・サービス事業所の管理者	介護保険関連施設の被害及び入所者等の安否
	健康子育て課長	各施設の管理者、保護者会 医師会、医療機関	保育所・幼稚園等施設被害及び児童の安否 医療機関の被害及び活動の状況 医療を必要とする傷病者等の状況
産業建設部	産業課長	農協、森林組合、商工会、各事業所等の管理者	農林関係被害、商工関係被害
	建設課長	自主防災会長、土木委員	公共土木施設関係被害
	上下水道課長	自主防災会長、事業者等	下水道施設被害、水道施設被害
文教対策部	学校教育課長	各学校長等	学校等教育施設の被害及び児童・生徒の安否
	生涯学習課長	各施設管理者等	関係施設の被害及び施設利用者等の被災状況 文化財関係被害

イ 各地区の被害調査

(ア) 協力団体による調査

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集する。

(イ) 調査班による情報収集

大規模な地震が発生した場合には、各課の調査要員の確保が難しいため、各方面対策支部職員が、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

なお、出動に当たっては、応急対策活動に支障等が生じるおそれがあるため、車両を使用せず、オートバイ、自転車等を利用する。

第2 情報の取りまとめ

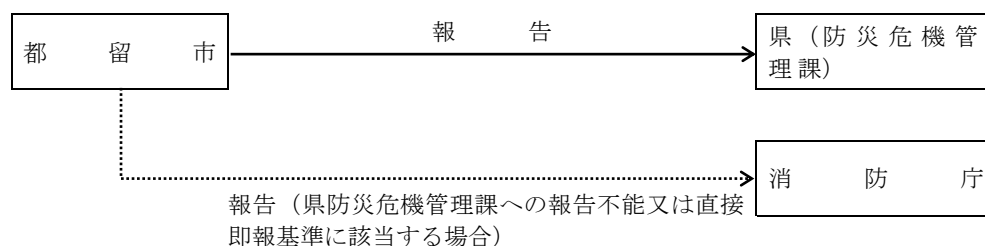
各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第3 災害情報の報告等

1 県への報告

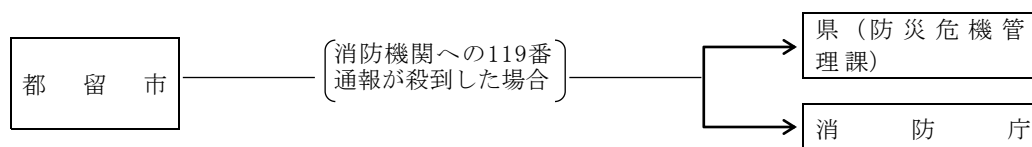
本部長は、総務部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。



2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。



3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の種類・様式

市は、「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により資料編に掲げる様式により県（富士・東部地方連絡本部）に災害報告を行うものとする。

なお、被害報告の詳細については、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」の定めるところによる。

（1） 災害即報

災害即報は、特に緊急を要する災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき、又は震度4以上の地震が発生したときに直ちに行うものとする。

なお、第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告するとともに、「火災・災害即報要領第3直接即報基準」に該当する震度5強以上の地震が発生した場合には、被害の有無を問わず県だけでなく、消防庁にも市が直接報告するものとする。

（2） 中間報告

中間報告は、県本部の定めたスケジュールにより定時に行う。

（3） 確定報告

確定報告は、災害状況が確定し、応急措置が完了した後、直ちに行う。

資料編	○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式	P. 462
	○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	P. 466

第8節 災害広報計画

一般災害編第3章第8節「災害広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務部総務班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、災害の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送
- 2 市のホームページ、インターネットによる広報、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
- 3 メール（緊急速報・エリアメール、防災つるメール）
- 4 広報車による巡回広報
- 5 広報紙（広報つる）・チラシの配布、掲示板への掲示
- 6 自主防災会を通じての広報

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者のニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難所、避難地の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況（交通規制状況、通行不能状況等）を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 災害時要配慮者への広報

在宅の災害時要配慮者に対しては民生委員児童委員、自主防災会、ボランティアの協力を得て戸別訪問等による必要な情報提供等を実施するとともに外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝 達 手 段	種 別	特 色
広 報 車	被 生	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防 災 行 政 無 線	被 生	〃
メ ー ル	被 生	〃
掲 示 板	生 安	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情 報 紙	生 安	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	被 生	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障がい者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人からも市の情報が入手可能
パソコン通信 インターネット	被 生 安	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

第 5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)の電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第 9 節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

第 10 節 消防計画

大地震発生時には、火災の多発により、市民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における市民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防計画」の定めるところによる。

第 1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、市民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。したがって、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮すると共に、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第3 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報、登庁職員、消防団員、自主防災会等、また消防、警察等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第12節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防団詰所に参集し指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市庁舎に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置（火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当てを行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当て等を行う。

なお、消防機関が到着したときは、その長の指揮に従って活動する。

5 市民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブを閉止する。

(3) 電気器具は、電源コードをコンセントからはずす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は、消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生、救助、救急要請等必要な情報のみ通報する。

第4 応援要請

1 応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、県内13市で締結している応援協定に基づき、各市に応援を要請する。

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

3 緊急消防援助隊の出場要請

被災地の消防力のみでは、対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、被災地の市町村長（市長から委任を受けた消防本部の消防長を含む）は、山梨県知事に対して、都留市、山梨県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要である旨を直ちに電話連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする。市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

（1）連絡系統

ア 電話連絡

関係機関名	時間帯別	連絡要請窓口	NTT 回線電話	地域衛星電話
総務省消防庁	昼間 (9:30~17:45)	広域応援室	03-5253-7527	048-500-90-49013
	夜間	消防庁当直室	03-5253-7777	048-500-90-49102

関係機関名	時間帯別	連絡要請窓口	消防防災無線		NTT回線		地域衛星通信ネットワーク	
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX
山梨県防災局消防保安課	昼間	消防保安課	19-2538	19-2529	055-223-1430	055-223-1429	019-200-2538	019-200-2519
	夜間	山梨県庁(宿直室)				055-223-1858		019-200-2535

イ 書面連絡

資料編	○応援等要請のための連絡事項	別記様式1-2	P455
	○緊急消防援助隊の応援等決定通知	別記様式3-2	P456
	○緊急消防援助隊の出動隊通知	別記様式3-3	P457
	○部隊移動に関する意見（照会）	別記様式6-1	P458
	○部隊移動に関する意見（回答）	別記様式6-2	P459
	○緊急消防援助隊の部隊移動通知	別記様式6-4	P460
	○緊急消防援助隊の引揚決定通知	別記様式4-1	P461

（2）調整本部設置場所 都留市消防本部

（3）陸上隊進出拠点

資料編	○進出拠点	P. 401
-----	-------	--------

（4）航空小隊進出拠点（ヘリベース）

ア 日本航空学園双葉滑空場

甲斐市字津谷445番地1

規模20,000㎡（中型機10機 大型機2機） 表面：アスファルト

責任者・管理者連絡先 （学）日本航空学園飛行場管理事務所 0551-28-5078

東経 35度40分55秒 北緯 138度28分59秒 ※世界測地系

イ 日本航空学園荏崎滑空場

荏崎市龍岡町下条東割

規模20,000㎡（中型機10機 大型機2機） 表面：アスファルト

責任者・管理者連絡先 （学）日本航空学園飛行場管理事務所 0551-28-5075

東経 35度41分21秒 北緯 138度28分02秒 ※世界測地系

（5）フォワードベース

都留市総合運動公園やまびこ競技場

都留市上谷1923番

規模10,500㎡以下（中型機3機以下） 表面：芝生

東経 35度32分21秒 北緯 138度53分26秒 ※世界測地系

（6）宿营地（※厳寒期等は屋内施設）

第1候補 都の杜うぐいすホール・都留市総合運動公園楽山球場

第2候補 道の駅つる

資料編	○宿营地	P. 401
-----	------	--------

（7）離着陸場

原則として、宿营地直近の場外離着陸場である都留市総合運動公園やまびこ競技場を第一選択ヘリポートとして選定するものとする。ただし、災害状況により、離着陸場一覧の中からヘリポートを別に選定できるものとする。

資料編	○離着陸場一覧	P. 400
-----	---------	--------

第11節 避難計画

一般災害編第3章第17節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 市民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なり、市の避難指示を待っていては避難すべき時機を失することも考えられる。このため、市民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から避難場所、避難方法等をよく確認するとともに、自主防災会等にあつては避難が予想される学校施設への連絡体制を予め整備するなどしておき、地震発生時にあつても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、市民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における市民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、市民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした

後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等からの身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難対象区域等の指定

市は、地震発生時に住民等を安全な場所に避難させ、人的被害を防止するため、次のような避難対象区域、避難場所、避難所を指定し、避難する。また、指定後は避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

1 避難対象区域（事前避難対象地域）

- (1) 地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予測され、かつその災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域（山・崖崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想される地域）
- (2) 避難地域のうち、東海地震が予知され、注意情報の発表時及び警戒宣言の発令時に、災害発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町村長が勧告・避難の指示を行う地域

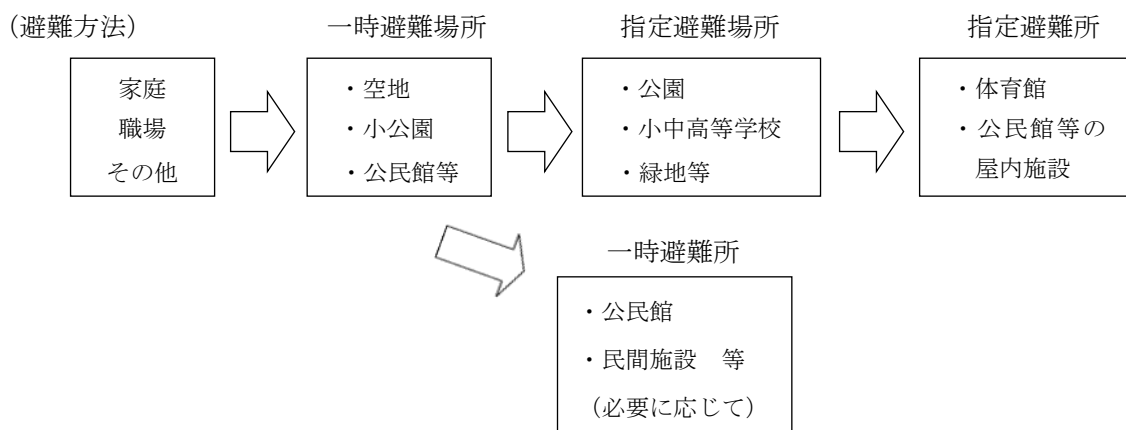
2 避難場所

一時避難場所 (自主防災会等で選定)	自主防災会ごとに一時的に集合し、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、次の避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園・公民館等の広場・駐車場等をいう。
指定緊急避難場所 (市が指定)	集合した人々の安全が確保されるスペースをもち、また、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うことが可能である、公園、小中高等の緑地及びグラウンド等をいう。

3 避難所

一時避難所 (自主防災会等で選定)	ア 地震災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する場所であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点である。 イ 山、崖崩れの危険が見込まれる避難地域をさけて設定する。 ウ 建築物は、耐震、耐火性の高い建物を選定する。 エ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。
指定避難所 (市が指定)	オ 空気を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を合わせて検討すること。 カ 避難場所を避難所として指定することは可能。

資料編	○指定緊急避難場所一覧	P. 354
	○指定避難所一覧	P. 355
	○自主防災会選定一時避難場所・避難所一覧	P. 357



第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 開設予定避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、避難予定施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

避難予定施設の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 応急危険度判定士によるチェック

必要により応急危険度判定士の有資格者を開設予定避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。
応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資料編	〇指定避難所一覧	P. 355
-----	----------	--------

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、避難担当職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

このため、学校が避難所となる場合は、市防災担当部局が事前に施設管理者と十分に調整の上、施設の安全確認、避難者の立入禁止区域の設定による避難者と児童生徒との住み分け、緊急車両の通路の確保等を行うとともに、仮設住宅を可及的速やかに建設して学校機能の早期回復に努める。

5 災害時要配慮者の保護

障がい者、寝たきりの高齢者など一般の避難者との共同生活が難しく、また介護が必要な者に対しては、救護所の中から災害時要配慮者専用避難所を選定し、福祉関係者等の協力を得て開設する。

6 仮設トイレの設置

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した男女別のトイレ等の仮設のトイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置など避難者への配慮を行う。

8 避難者による自治組織発足の支援

避難所の運営にあたって、避難生活が長期に及ぶ場合には、男女両方が参画する避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。

9 県への報告

市長は、避難所を開設したときには速やかに地方連絡本部を通じて県に報告するものとする。

資料編	〇市町村別避難所開設状況一覧	P. 473
-----	----------------	--------

第 1 2 節 緊急輸送計画

一般災害編第 3 章第 14 節「緊急輸送計画」を準用する。

第 1 3 節 交通対策計画

一般災害編第 3 章第 15 節「交通対策計画」を準用する。

第 1 4 節 災害救助法による救助

一般災害編第 3 章第 16 節「災害救助法による救助」を準用する。

第 1 5 節 医療・助産計画

一般災害編第 3 章第 18 節「医療・助産計画」を準用する。

第 1 6 節 防疫計画

一般災害編第 3 章第 19 節「防疫計画」を準用する。

第 1 7 節 食料及び生活必需物資供給計画

一般災害編第 3 章第 20 節「食料供給計画」及び第 21 節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時に被災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第 1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第 2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄食料・備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など災害時要配慮者の避難状況等を把握して、災害時要配慮者に配慮した調達に心掛けることとする。

資料編	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412
	○富士北麓災害時の相互応援に関する協定	P. 412
	○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	P. 412
	○災害時における量の提供に関する協定	P. 413
	○災害時における救援物資の提供に関する協定	P. 412
	○災害時における非常食支援業務の協力に関する覚書	P. 412
	○災害時における物資の供給に関する協定	P. 415
	○災害時における応急活動の協力に関する協定	P. 414

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積する。

名 称	所 在 地	連 絡 先
都留文科大学体育館	都留市田原三丁目8番1号	0554-43-4341

2 救援物資の調達及び供給

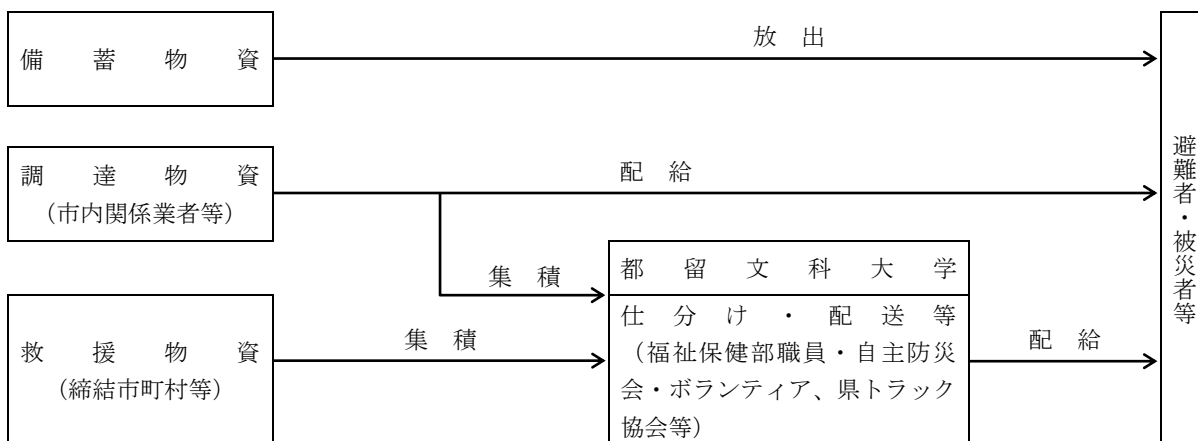
(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

調 達 等 の 内 容	担 当 部
食料の調達、生活必需品、燃料の調達	産業建設部
応援協定に基づく緊急調達、輸送用車両の確保	総務部
義援物資の受入れ、仕分け、配分	福祉保健部
給食施設の提供、炊出しの協力	文教部

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分けを行い、配分については山梨県トラック協会等の協力を得て行うものとする。

資料編	○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	P. 416
-----	-------------------------	--------

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏

まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等、テレビ、ラジオ
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

第 18 節 給水計画

一般災害編第3章第21節「給水計画」を準用する。

第 19 節 教育計画

一般災害編第3章第23節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第 1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における災害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応した救急計画を立てるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒 在校中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒の安全避難を最重点とし、児童・生徒を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。 2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。 3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合には応急手当を行うものとする。 4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒を避難場所へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について各学校において防災計画を策定しておく。 5 被災報告 被害の状況を調査し、教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。 6 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「大地震が発生した時の基本対応(マニュアル)」に基づき、必要な措置をとるものとする。
児童・生徒 不在中	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」に基づく事務の分担等により、防災に努めるものとする。 2 報告 被災状況を調査し、教育委員会に報告するものとする。 3 情報収集 児童・生徒の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について別に定めるものとする。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒とで共用する部分と児童・生徒又は避難者のみが使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設

1 安全避難

開館時には地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被災状況の報告

被災状況を調査し、速やかに教育委員会に報告するものとする。

第 2 0 節 廃棄物処理計画

一般災害編第 3 章第 24 節「廃棄物処理計画」を準用する。

第 2 1 節 応急仮設住宅等の供給及び応急危険度判定計画

一般災害編第 3 章第 25 節「応急仮設住宅等の供給及び住宅の応急修理計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊、また被災宅地の二次被害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について定めるものとする。

第 1 応急危険度判定

1 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

2 被災建築物の確認

市は、公共建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、市役所、避難所など、防災上重要な施設から行う。

3 応急措置の実施

市は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、使用禁止、立入禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第 2 応援要請

市内で必要人数の応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに近隣市町村に応援を要請するほか、県に派遣要請を行う。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定実施体制は、別表 1 のとおりである。

第 3 被災宅地危険度判定

1 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、被災宅地危険度判定体制の整備を推進する。

2 被災宅地危険度判定の実施

大規模な地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を要請して危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。危険度判定の方法は、次のとおりである。

(1) 被災宅地危険度判定士が、被災した宅地の危険度を調査する。

(2) 危険度の判定は、被災宅地危険度判定業務実施手順書（都留市）に基づき行う。

(3) 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の 3 種類のステッカーで、宅地等の見やすい場所に表示させる。

第 4 応援要請

市内で必要人数の被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に派遣要請を行う。

なお、県への派遣要請に基づく被災宅地危険度判定実施体制は、別表２のとおりである。

第５ 広報及び指導・相談の実施

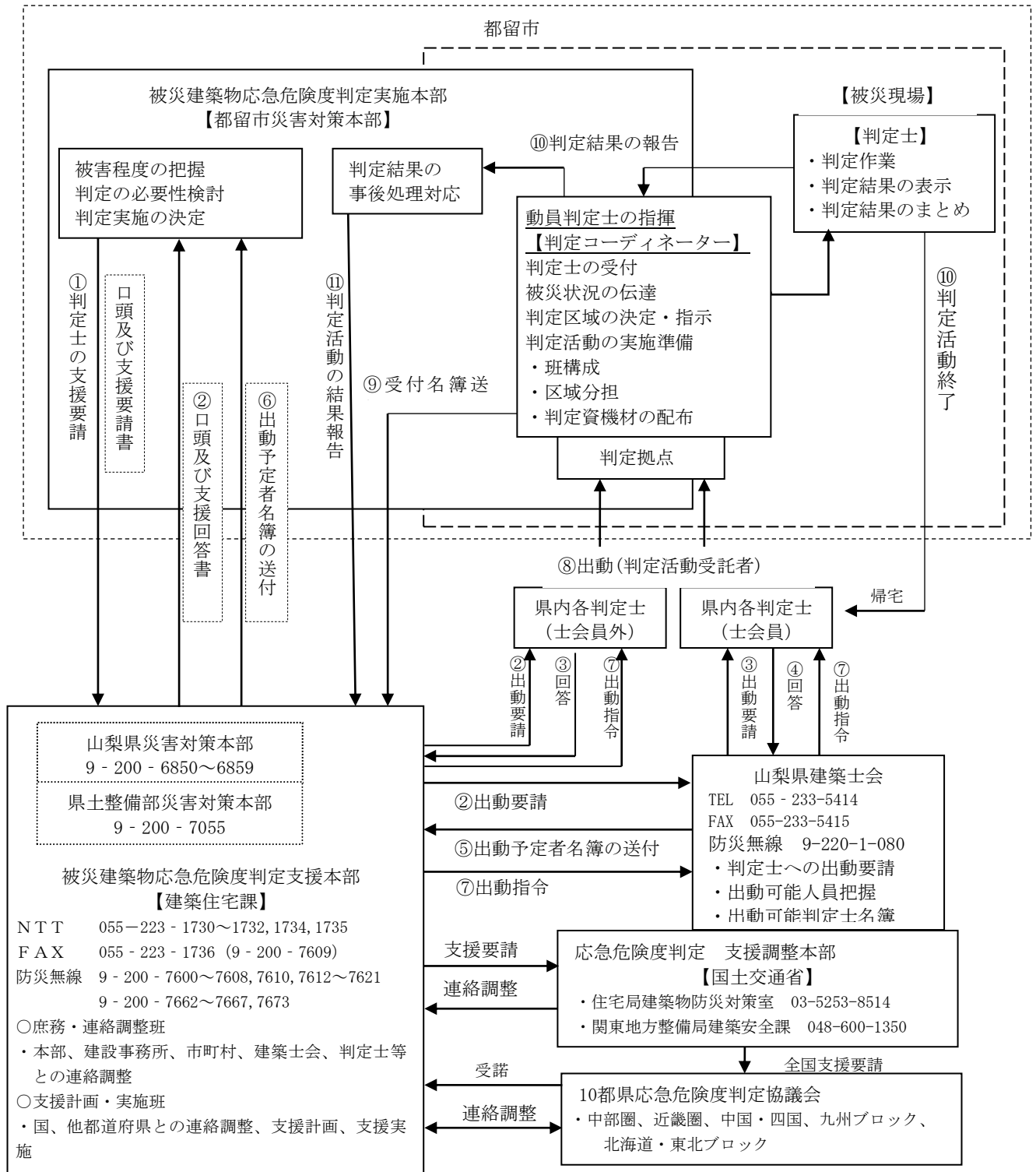
市は、余震等により倒壊の恐れのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により被災建築物及び被災宅地に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物及び被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

別表 1

被災建築物応急危険度判定実施体制

●被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

(地震による建物被害の発生「震度6弱以上」)



※①～⑧は主要な連絡事項を示す。

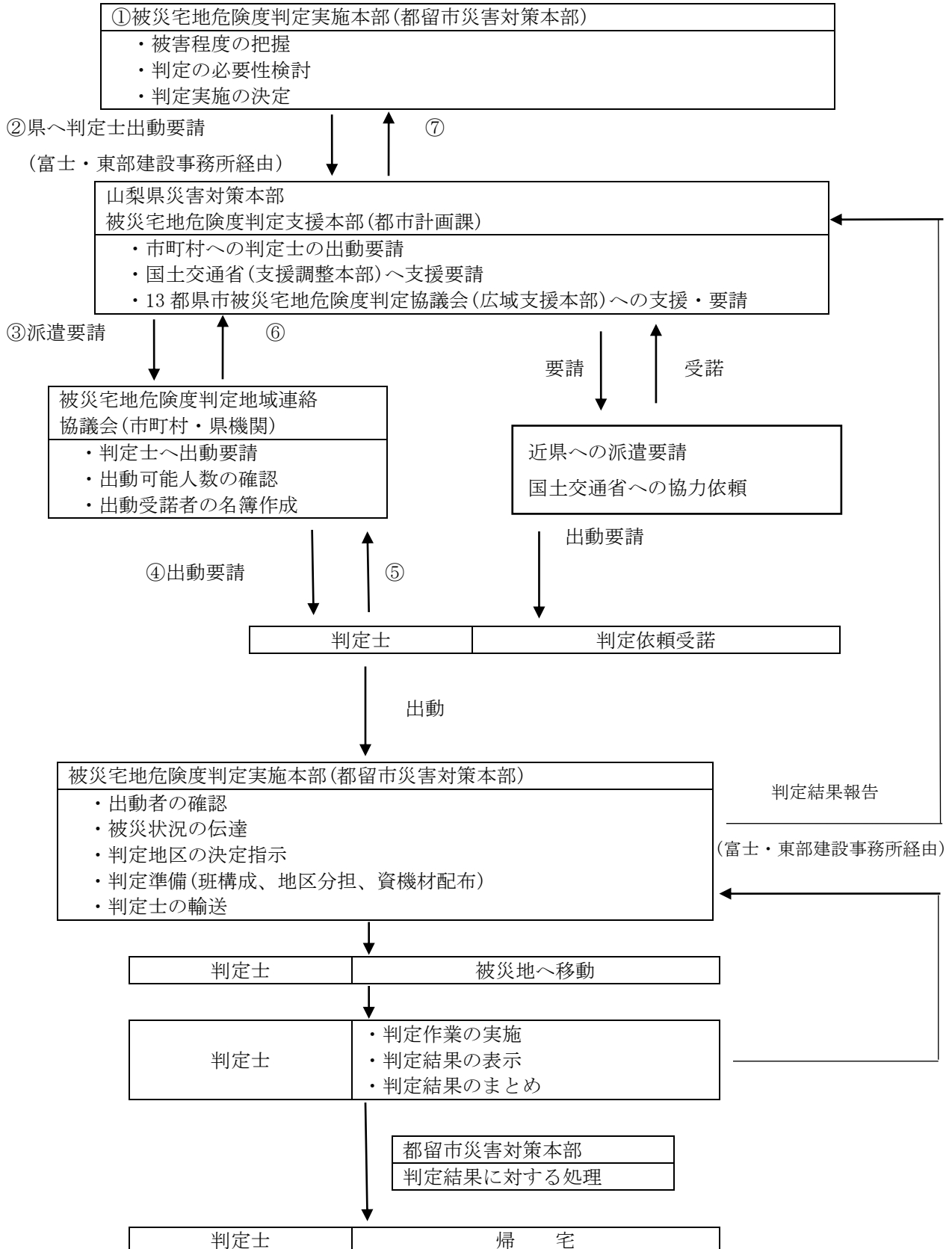
※⑥の出動予定者名簿の送付は場合によっては人数だけの報告もある。

別表 2

被災宅地危険度判定実施体制

●被災宅地危険度判定実施本部の設置

(地震による建物被害の発生)



第 2 2 節 救出計画

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、市民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 3 章第 26 節「救出計画」の定めるところによる。

第 1 市民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、市民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

第 2 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出资機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材を緊急調達するか、市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資料編	○大和高田市と都留市との大規模災害相互援助協定書	P. 412
	○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P. 412
	○災害時における相互援助に関する協定	P. 412

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、都留医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送

が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求め、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり、効率的に作業分担するための連絡調整窓口(企画班)を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第23節 死体の搜索（処理）及び保護並びに火葬計画

一般災害編第3章第27節「死体の搜索（処理）及び保護並びに火葬計画」を準用する。

第24節 障害物除去計画

一般災害編第3章第28節「障害物除去計画」を準用する。

第25節 生活関係施設の応急対策計画

第1 上水道施設応急対策

水道事業者(上下水道課)は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

上下水道課が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、市民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資機材の調達、復旧工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

下水道管理者(上下水道課)が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市内工事業者等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

下水道管理者(上下水道課)は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設の態様に応じて、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源(可搬式発電機)の確保

4 非常時の汚泥処理計画の策定

上下水道課は、放射能汚染等された下水汚泥の処理に際し、国が示す基準により適正に処理できるよう計画を策定する。

5 広報

上下水道課は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、千葉県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画を立て実施する。

第4 簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 2 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

第6 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

第26節 危険物等応急保安計画

一般災害編第3章第30節「危険物等応急保安計画」を準用する。

第27節 日本郵政グループの災害復興支援

一般災害編第3章第31節「日本郵政グループの災害復興支援」を準用する。

第28節 民生安定事業計画

一般災害編第3章第32節「民生安定事業計画」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画

第1節 計画作成の趣旨

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「法」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合にとるべき対策を定める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項、関係者との連携協力の確保に関する事項、防災訓練に関する事項及び地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、本編2章による。

第2節 南海トラフ地震臨時情報等について

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

発表時間	キーワード	各キーワードに付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ○1ヶ所以上のひずみ計での有意な変化 ^{※4} と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化 ^{※4} が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり ^{※5} が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※6} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開

始する。

※3：太平洋プレート沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日から1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

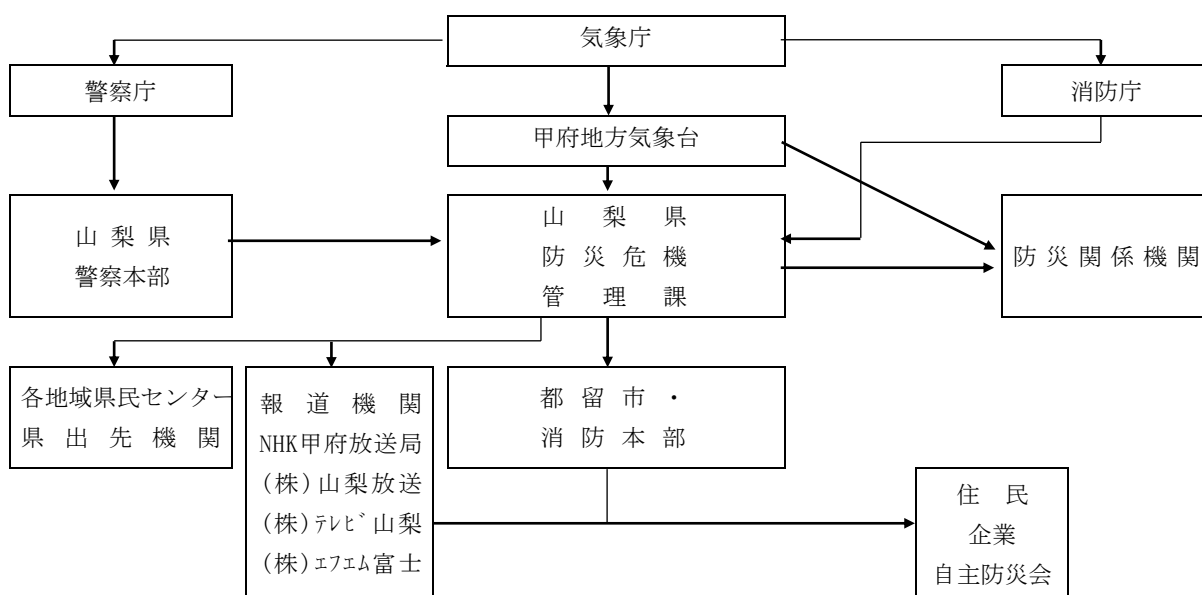
※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は、以下のとおり。



2 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの市の対応

情報名	対 応
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等 ○情報収集態勢（第一配備） ・総務課長及び行政防災室職員 3 名以上の配備 ・建設課長含め建設課職員 3 名以上の配備 ・財務課、上下水道課は、課長含め 2 名以上配備
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○地震災害警戒本部態勢（第二配備）
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○地震災害警戒本部態勢（第三配備）

第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 市の広報活動

市の広報手段等については、本編第3章、第4章による。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

県、市及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート

境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震波を除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 避難所の運営

本編第3章による。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

（１） 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（２） 電気

電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

（３） ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

（４） 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

（５） 放送

ア 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、視聴覚障がい者等も情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

6 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

7 交通

(1) 道路

県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

8 市が管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、道路、河川、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、資料館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際にとるべき防災行動をとり得るよう、適切な伝達方法を各施設が事前に検討すること。
- ・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を職員等が併せて伝達するよう各施設が事前に検討すること。

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

h 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

b 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性を十分に考慮した措置

c 保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等に管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

9 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

別紙 東海地震に関する事前対策計画

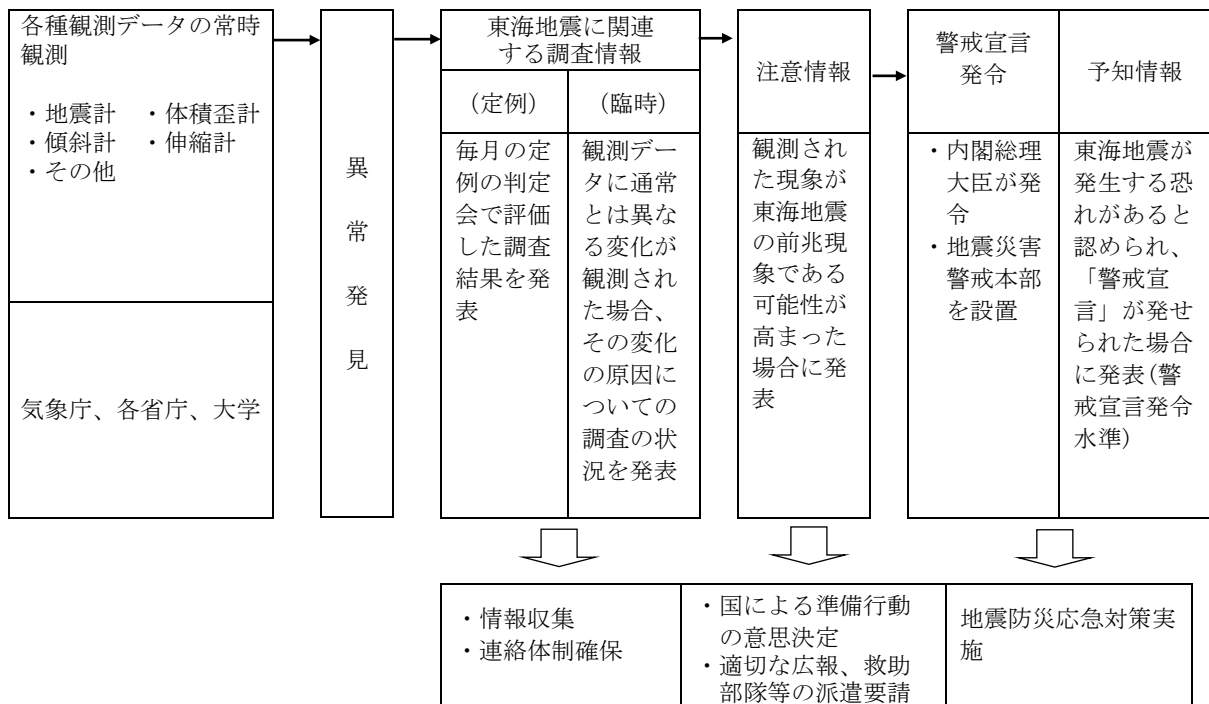
(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定めており、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。)

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震に関連する情報の発表時及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定め、本市の地域に係る防災関係機関及び市民等の実施する地震防災応急対策が即時に、また円滑に行えるよう万全を期するものである。

第1 東海地震予知の概要

東海地震予知の概要は、次のとおりである。



第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び東海地震予知情報(警戒宣言発令)時の対策体制及び活動

第1 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対策

市は、東海地震に関連する調査情報(臨時)(以下「臨時調査情報」という。)が発表されたときは、次のような措置を図るものとする。

1 観測情報配備基準により職員参集

- 2 市防災行政無線、有線放送、広報車等による市民への広報を図るものとする。
- 3 県、防災関係機関等との連絡体制を確保するものとする。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

市は、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表されたときは、次のような対策を行うものとする。

- 1 注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- 2 注意情報配備基準により、職員の参集を命じ、次のような所定の体制をとるものとする。

市職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

種 別	配 備 基 準	配備を要する所属及び人員等
第 一 配 備	(1) 臨時調査情報の発表を受けたとき。 (2) その他、市長が必要と認めたとき。	・ 総務課長及び行政防災室職員 3 名以上の配備とする。 ・ 建設課は、課長を含めて 3 名以上の配備とする。 ・ 財務課及び上下水道課は、課長を含めて 2 名以上の配備とする。 ・ 上記以外の所属は、所属長を含めて 2 名以上の自宅待機とする。
第 二 配 備	(1) 注意情報の発表を受けたとき。 (2) その他、市長が必要と認めたとき。	・ 各部長及び行政防災室職員は全員の配備とする。 ・ 総務課（行政防災室職員以外）、財務課、建設課及び上下水道課は、課長を含めて 4 名以上の配備とする。 ・ 上記以外の所属は、所属長を含めて 2 名以上の配備とする。 ・ 上記以外の全職員は、自宅待機とする。
第 三 配 備	(1) 予知情報の発表（警戒宣言発令）を受けたとき。 (2) その他、市長が必要と認めたとき。	・ 全職員の配備とする。

資料編 ○都留市地震災害警戒本部活動要領

P. 451

- 3 地震災害警戒本部設置の準備
- 4 市防災行政無線、有線放送、広報車等により、次のような点に留意して市民への広報を図るものとする。
 - (1) 注意情報の内容とその意味について周知するとともに、適切な行動を呼びかけるものとする。
 - (2) 市の準備体制の内容について、適切に情報提供を行うものとする。
- 5 参集状況の県への報告

市長は、注意情報、警戒宣言等の発令により職員に参集を命じた場合には、山梨県防災情報システムにて参集状況を県に報告するものとする。なお、インターネット機器が使用不能の場合は、富士・東部地域県民センターを通じて参集状況を県に報告するものとする。

資料編 ○市町村職員参集状況

P. 474

第3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の体制

- 1 警戒本部の設置
 - (1) 警戒宣言が発せられたときは、直ちに平常業務を停止し、大規模地震対策特別措置法第16条の規定により都留市地震災害警戒本部を市庁舎内に設置する。
 - (2) 警戒本部の組織は、都留市地震災害警戒本部条例（昭和54年都留市条例第37号）に定めるところ

ろによる。

2 警戒本部の廃止

警戒解除宣言が発せられ、かつ、警戒本部で行う残務処理が終了したときは、警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部への移行

市長は、地震が発生したときは、災害応急対策を実施するため、市災害対策本部を設置する。なお、警戒本部から災害対策本部に移行する場合の災害対策本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に配慮する。

4 地震防災応急対策要員の参集等

- (1) 警戒本部員及び警戒本部職員は、直ちに市庁舎に参集して地震発生に備えての準備体制をとるものとする。
- (2) 市長は、次の場合、職員にあらかじめ定められた場所への参集を命じるものとする。
 - ア 地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の連絡を受けたとき。
 - イ 東海地震予知情報が発せられたとき。
- (3) 消防団長は、(2)のア及びイの場合、消防団員に参集を命ずるものとする。
- (4) 市職員及び消防団員は、東海地震の予知に関する情報の収集に積極的に努め、(2)のイに掲げる東海地震予知情報が発せられた場合には、参集命令を待つことなく自己の判断により指定された場所に参集するものとする。
- (5) 職員の参集場所は、市長が別に定める。消防団員の参集場所は消防団長及び副団長は市庁舎、消防団員は各部詰所とする。
- (6) 小・中学校、保育所及び市が管理する公共施設の参集等については、各施設において定めるところによる。
- (7) 市長は、参集状況について、各機関、市立の施設から報告を受けるものとする。

5 職員の参集計画

職員は、勤務時間外又は休日においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るように努めるものとし、直ちに参集場所に集合するものとする。

- (1) 市長は、都留市地震災害警戒本部編成表（以下「編成表」という。）に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定するものとする。
- (2) 参集の伝達については、本部命令は総務部長から各部長に、さらに各部長から各班長に伝達されるものとする。したがって、各部長は事前に伝達連絡図を作成しておくものとする。
- (3) 各部長は、あらかじめ編成表に基づく各部長と協議して、所属職員の参集名簿を作成し、市長に提出しなければならない。
- (4) 参集対象から除外する職員は、平常時における病弱者、身体不自由等で災害活動を実施することが困難である者と、遠隔地からの通勤者及び公務出張中の者その他市長が認めるものとする。
- (5) 各部長は、参集場所、任務等を職員に周知するため、個人参集名簿を作成し、あらかじめ職員に通知する。

6 参集時の心得

- (1) 参集時の携帯品
手袋、手拭、水筒、食料、懐中電灯その他必要な用具
- (2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属部長に報告するものとする。

第4 警戒本部の業務

市地震災害警戒本部を設置したときには、次の事務を行う。

- 1 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- 2 自主防災会、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- 3 避難の勧告又は指示
- 4 事前避難対象地区からの避難のための避難場所の開設
- 5 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- 6 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- 7 救急救助のための体制確保
- 8 その他市全域での地震防災対策の実施

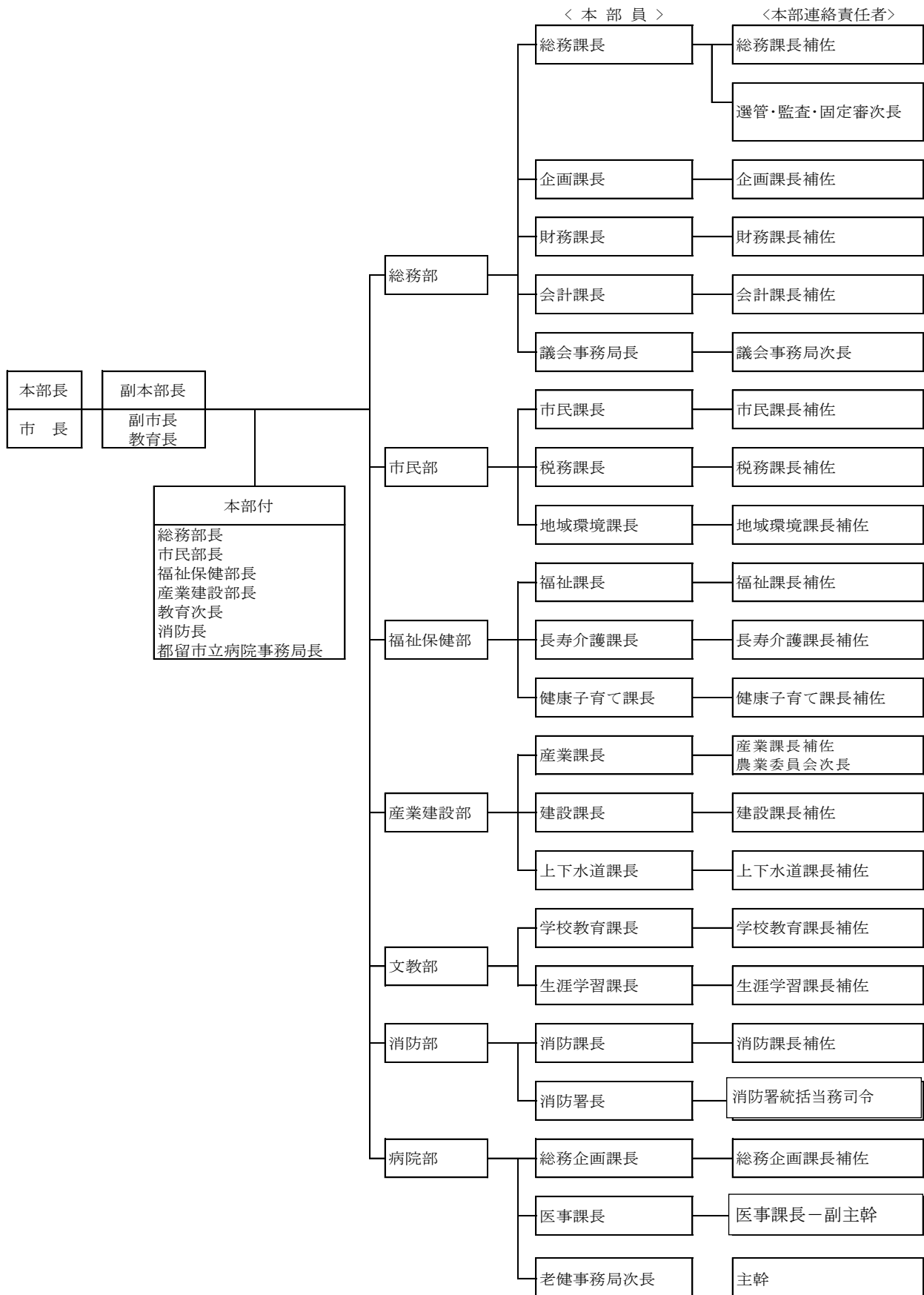
第5 災害対策本部の業務

地震が発生し、災害対策本部が設置された場合の業務は、第3章「災害応急対策計画」及び第5章「災害復旧対策計画」に定めるとおりとするが、主に次のとおりである。

- 1 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- 2 被害者の救助・救護その他の保護活動の連絡調整
- 3 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置の指示
- 4 国、県、自衛隊その他防災関係機関に対する支援の要請
- 5 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営
- 6 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- 7 ボランティアの受入れ
- 8 自主防災会との連携及び指導
- 9 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- 10 防疫その他の保健衛生
- 11 緊急輸送道路の確保及び調整
- 12 施設及び設備の応急復旧
- 13 その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等

別 表

1 都留市地震災害警戒本部組織図



2 都留市地震災害警戒本部事務分掌表

部 (部長)	班 (班長)	事 務 分 掌
各 部 共 通		(1) 部内及び各部との連絡調整に関すること。 (2) 部内警戒体制に関すること。
総 務 部 (総務部長)	総 務 班 (総務課長)	(1) 本部長、副本部長等の秘書に関すること。 (2) 防災会議に関すること。 (3) 本部会議に関すること。 (4) 警戒本部の設営に関すること。 (5) 配備指令及び本部指令の伝達に関すること。 (6) 出動職員の把握・調整並びに要員確保に関すること。 (7) 出動職員の時間外等人件費に関すること。 (8) 庁内放送に関すること。 (9) 被害に関する広報及び報道機関との連絡調整に関すること。 (10) 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関すること。 (11) 警戒区域の設定に関すること。 (12) 防災行政無線局の統制に関すること。 (13) 庁内及び庁内施設の保全確保に関すること。 (14) 避難所の開設準備に関すること。 (15) デマ、買占め等社会秩序の混乱を防ぐ広報活動に関すること。 (16) 被害調査の準備に関すること。 (17) 自主防災組織との連絡調整に関すること。 (18) その他各部に属さない事項に関すること。
	企 画 班 (企画課長)	(1) 県警戒本部、他の地方公共団体、各関係機関との情報連絡に関すること。 (2) 情報システム機能の確保に関すること。
	財 務 班 (財務課長)	(1) 被害対策の予算準備に関すること。 (2) 市施設建築物（教育施設除く。）の地震防災応急対策に関すること。 (3) 公用車の配車に関すること。 (4) 車両の調達・確保に関すること。 (5) 災害対策諸物資・救助諸物資の調達に関すること。 (6) 食料、日用品等生活必需品の調達に関すること。 (7) 市有財産の地震防災応急対策に関すること。
	会 計 班 (会計課長)	(1) 総務班の応援に関すること。
	議 会 事 務 局 (議会事務局長)	(1) 議員との連絡調整に関すること。
市 民 部 (市民部長)	市 民 班 (市民課長)	(1) 住民等からの問い合わせ電話対応に関すること。
	税 務 班 (税務課長)	(1) 土地・家屋・人的被害の調査に関すること。 (2) 災害に伴う市税の減免に関すること。 (3) り災証明の発行に関すること。
	地 域 環 境 班 (地域環境課長) (地域コミュニティーセンター)	(1) 交通安全の確保と指導に関すること。 (2) 交通関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 防疫活動の準備に関すること。 (4) 方面対策支部の設営に関すること。

福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉班 (福祉課長)	(1) 社会福祉施設への情報伝達に関する事。 (2) 災害時要配慮者・生活保護家庭に対する安全確保に関する事。
	長寿介護班 (長寿介護課長)	(1) 介護保険関連施設への情報伝達に関する事。 (2) 高齢者世帯に対する安全確保に関する事。
	健康子育て班 (健康子育て課長)	(1) 公私医療機関への情報伝達に関する事。 (2) 応急医療体制の準備に関する事。 (3) 医療救護及び助産に際し、医師会及び医療機関・保健所との連絡調整に関する事。 (4) 医療用資器材等の確保に関する事。 (5) 公・私立保育所・幼稚園等関係施設の地震防災応急対策に関する事。 (6) 園児及び施設収容者等の避難誘導に関する事。
	福祉保健部各班	(1) 福祉避難所の運営に関する事。
産業建設部 (産業建設部長)	産業班 (産業課長)	(1) 農地及び農業用施設の地震防災応急対策に関する事。 (2) 林産物及び水産施設の地震防災応急対策に関する事。 (3) 家畜及び畜産施設の地震防災応急対策に関する事。 (4) 商工業の地震防災応急対策に関する事。 (5) 観光施設の地震防災応急対策に関する事。 (6) 管理に属する施設等への情報伝達及び地震防災応急対策の指示に関する事。 (7) 商工業者への情報伝達に関する事。 (8) 観光客等滞留旅客者の誘導に関する事。 (9) 管理運営を指定管理者に委託してある場合の指示・連携等の表示に関する事。
	建設班 (建設課長)	(1) 道路、橋梁等関係施設の地震防災応急対策に関する事。 (2) 緊急輸送路の確保及び交通対策に関する事。 (3) 土砂災害危険箇所の地震防災応急対策に関する事。 (4) 輸送確保に関する事。 ア 第1方面(谷村・三吉・開地地区) イ 第2方面(東桂地区) ウ 第3方面(宝地区) エ 第4方面(禾生・盛里地区) (5) 宅地造成に伴う開発地域の地震防災応急対策に関する事。 (6) 市営住宅の地震防災応急対策に関する事。
	上下水道班 (上下水道課長)	(1) 下水道施設の地震防災応急対策に関する事。 (2) 仮設トイレの設置準備に関する事。 (3) 取水施設、上水施設、送配水施設の地震防災応急対策に関する事。 (4) 応急給水の確保に関する事。
文教部 (教育次長)	学校教育班 (学校教育課長)	(1) 児童生徒の避難誘導並びに収容に関する事。 (2) 教育施設の地震防災応急対策に関する事。
	生涯学習班 (生涯学習課長)	(1) 関係施設の地震防災応急対策に関する事。 (2) 文化財の地震防災応急対策に関する事。
消防部	消防班 (消防課長)	(1) 消防団との連絡調整に関する事。 (2) 消防応援部隊の誘導に関する事。

		(3) り災証明(火災関係)に関すること。 (4) 消防防災ヘリコプターの出動要請に関すること。 (5) 臨時ヘリポートの設置に関すること。 (6) 消火薬剤、資機材等の確保に関すること。
	消 防 署 班 (消 防 署 長)	(1) 消火活動に関すること。 (2) 水防活動に関すること。 (3) 救助活動に関すること。 (4) 救急活動に関すること。
病 院 部 (病院事務局長)	市立病院災害対策 本 部 事 務 局 (総 務 企 画 課 長) (医 事 課 長)	(1)被災状況の情報収集に関すること。 (2)県・市との連絡調整に関すること。 (3)マスメディア対応に関すること。 (4)院外への連絡体制の確立、外部搬送の調整に関すること。
	診 療 部 門	(1)トリアージエリア、院内外の診療部門の管理に関すること。
	院 内 管 理 部 門	(1)各種設備、病棟の被害状況の把握に関すること。 (2)院内ニーズ把握に関すること。 (3)新規受け入れ患者の院内調整に関すること。
	老 健 部 門	(1)老健入所者の安全確保に関すること。

第3節 情報活動

警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、地震予知情報の内容その他これらに関連する情報（以下「地震予知情報等」という。）等の伝達、指示は、防災関係機関並びに住民に対し、使用可能な手段を講じて迅速かつ円滑に行うものとする。なお、警戒宣言発令時には、有線電話の混乱が予想されるのでそれに対応した体制を確立しておくものとする。

第1 地震予知に関する情報等の伝達

1 情報の種類及び内容

(1) 東海地震に関連する調査情報

東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報

ア 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月、開催される地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果

イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況

(2) 東海地震注意情報

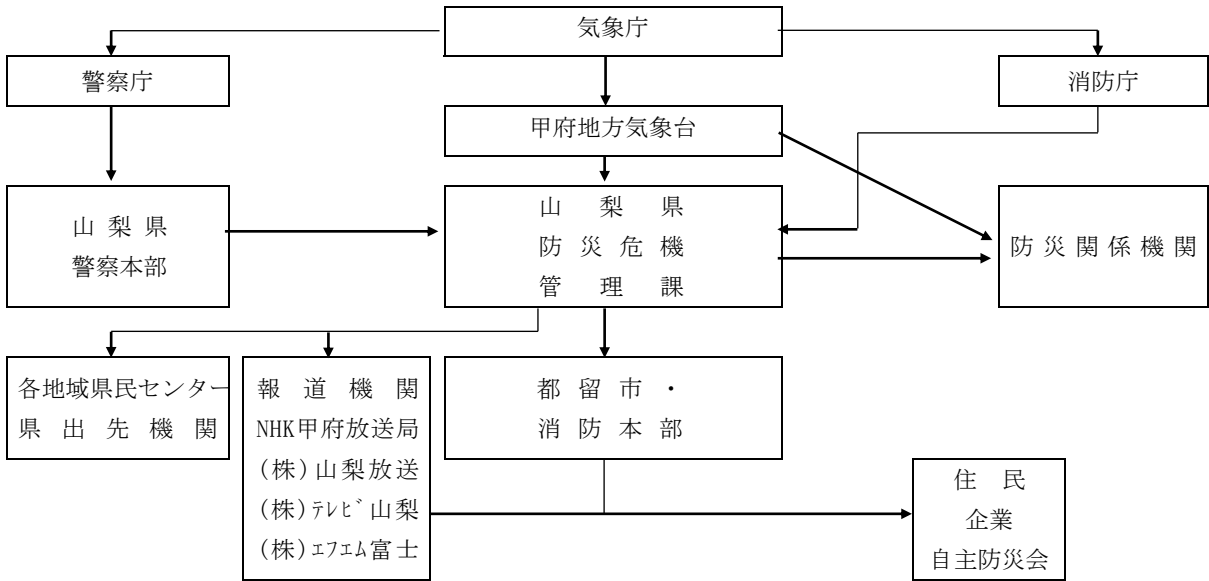
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報

(3) 東海地震予知情報

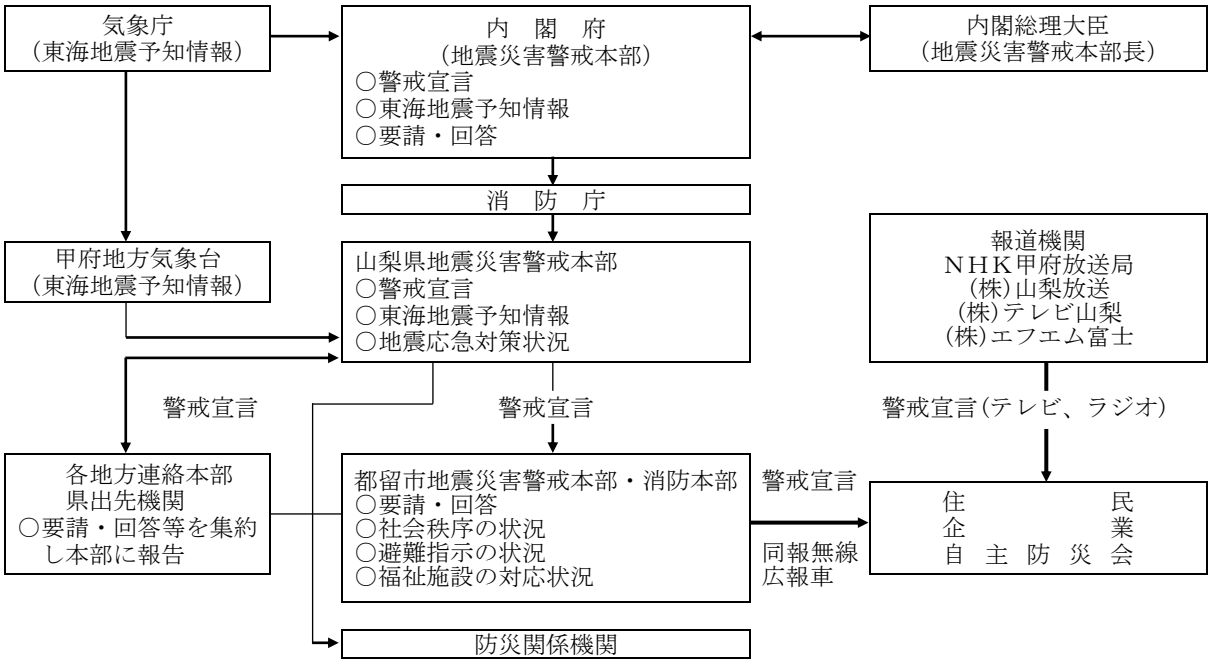
東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震注意情報

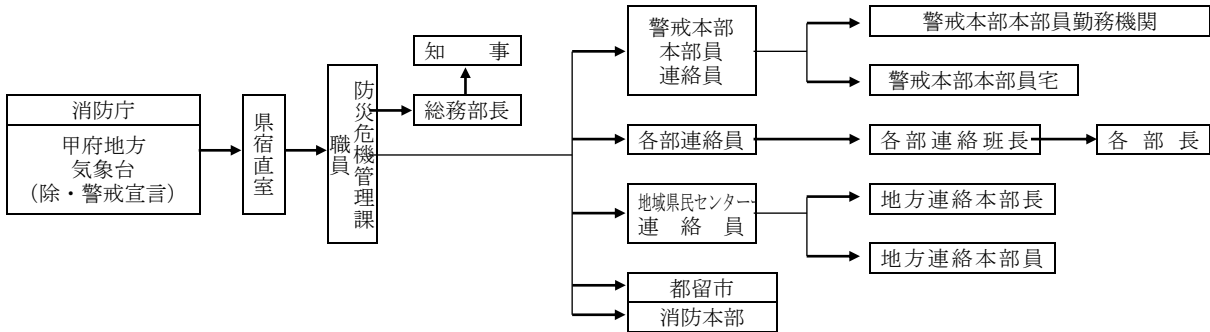


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

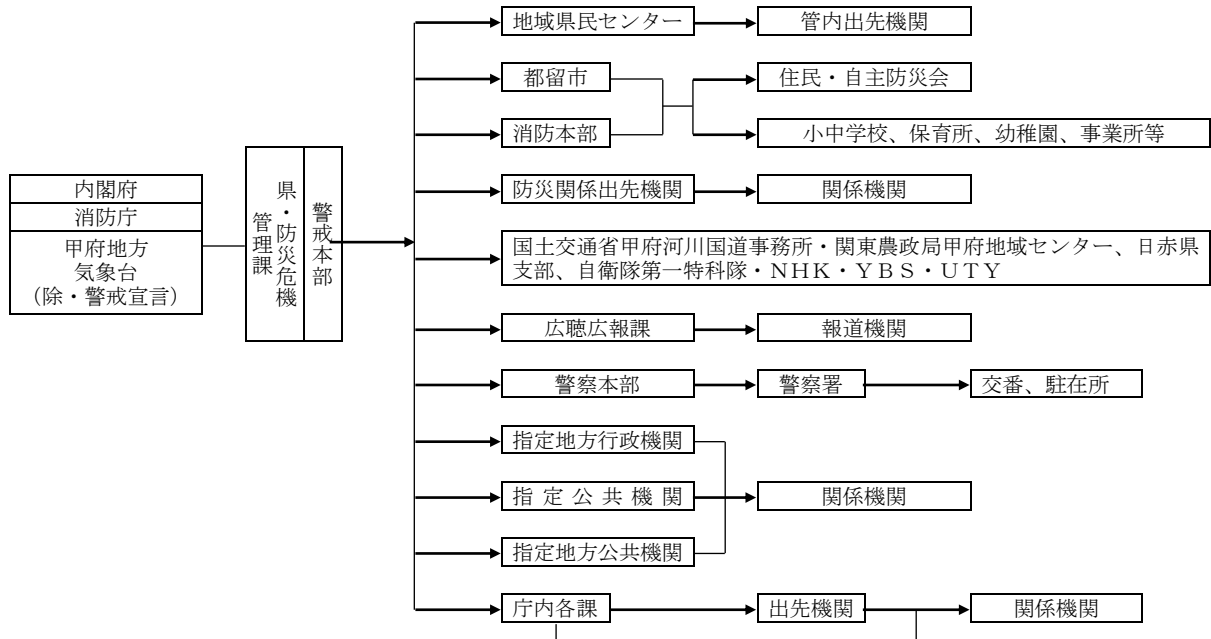


3 県内各機関への各種伝達系統図

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況の収集、伝達

- 市は、県及び防災関係機関と相互に連絡を取り、警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。
- 収集、伝達の方法、内容の県への報告
市は、次の事項について県警戒本部に報告する。

関係機関名	報告事項
市→地方連絡本部(富士・東部地域県民センター)→県警戒本部	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数 ボランティアに対する被災地へのニーズの把握
市→地方連絡本部(富士・東部保健福祉事務所)→県福祉保健部→県警戒本部	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
市教育委員会→教育事務所→県教育委員会→県警戒本部	授業を停止した市立小学校・中学校の数、市立学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部)
市→県商工労働部→県警戒本部	主要スーパーの営業停止店舗数

資料編 ○地震防災応急対策実施票 P. 475

第4節 発災に備えた資機材、人員等の配備計画

警戒宣言が発せられた場合、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、主要食料、生活必需品、医薬品、応急復旧用資機材等の災害応急対策に必要な物資を調達するための手配、手続、防疫、医療等災害応急対策に係る措置を実施する人員体制の事前配備等について次のとおり定める。

第1 食料、生活必需品、医薬品等の確保

- 1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な食料、物資等の確保を行う。
- 2 市は、県に対して居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者」という。）に対し応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の要請をすることができるものとする。
- 3 市は、市内各業者と事前に協定し、警戒宣言後においては、協定業者は市への物資供給を最優先することとする。

資料編	〇市内調達業者一覧
-----	-----------

P. 325

- 4 警戒宣言後、各部は、物資の必要量を各業者に通報しておくものとし、業者はその需要に応じられるよう努力することとする。
- 5 物資の調達は、国、県その他公共団体と競合しないよう調整することとする。

第2 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは当該警戒宣言に係る地震が発生した場合において、都留市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検・整備及び配備等の準備を行うものとする。

第5節 警戒宣言時の広報活動

警戒宣言が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能を活用するとともに、報道機関及びその他あらゆる方途を講じて、直接市民に正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

第1 県等の広報活動

防災関係機関は、地震防災応急対策が迅速、的確に実施されるよう、各機関の計画に基づき広報を実施するが、各機関の広報の概要は次のとおりである。

1 県

- (1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）等に関する情報の周知及び内容説明
- (2) 主な交通機関運行状況及び交通規制状況
- (3) ライフラインに関する情報
- (4) 強化地域内外の生活関連情報
- (5) 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- (6) 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ
- (7) 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- (8) 家庭において実施すべき行動
- (9) 自主防災会に対する防災活動の呼びかけ
- (10) 金融機関が講じた措置に関する情報
- (11) 県の準備体制の状況
- (12) その他必要な事項

2 警察

- (1) 地震予知に関する情報等の正確な内容
- (2) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置

- (3) 交通の状況と交通規制の実施状況
- (4) 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- (5) その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

3 防災関係機関

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により、有効適切な放送を行う。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) ガス供給機関

報道機関及び広報車を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

(4) N T T 東日本

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

(5) 私鉄

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

(7) 道路管理者

報道機関及び標識等を通じて、通行規制等について広報を行う。

(8) 水道管理者

報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。

(9) その他の防災関係機関

上記以外の防災関係機関についても、状況に応じて適切な広報活動を実施する。

第2 都留市の広報

1 広報活動体制

- (1) 一般市民、地区自主防災会並びに滞在者等に対する広報は、確実、迅速かつ広範囲に伝達されるよう、あらゆる広報機能（広報車、防災無線）により行うものとする。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行うものとする。

- (2) 広報放送文等については、平易な表現を用いるものとし、あらかじめ担当部内において調整するものとする。

- (3) 広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとし、具体的内容については別に定める。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言）等に関する情報の周知及び内容等

イ 応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の呼び掛け

ウ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置

エ 交通規制の状況等地震防災応急対策の内容と実施状況

オ 家庭において実施すべき事業

カ 自主防災会に対する防災活動の要請

キ その他状況に応じて事業所又は市民に広報周知すべき事項

2 市民・滞在者等に対する広報文例

市民、滞在者等に対する広報文例は、資料編に掲げるとおりとするが、必要に応じその事項を加えるものとする。

資料編	○広報文例「東海地震に関連する情報」に伴う広報	P. 486
-----	-------------------------	--------

3 広報手段

広報は、自主防災会、報道機関等の協力を得て行うものとする。

(1) 市からの伝達

次の手段を利用して行うものとする。

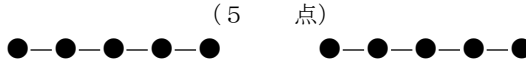
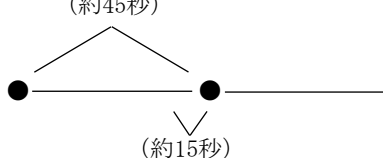
- ア 市防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 有線放送
- エ インターネット

資料編	○固定系無線（屋外子局）一覧	P. 346
-----	----------------	--------

(2) 消防団からの伝達

消防団は、消防車、サイレン等により、各部管轄の地域住民に巡回広報して周知徹底を図るものとする。

〈地震防災信号〉

警 鐘		サ イ レ ン			
					
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。					

(3) 自主防災会等からの伝達

自主防災会は、各地域内の住民に対して、ハンドマイク等により伝達を行うものとする。

4 問い合わせ窓口(市民班)

市は、市民等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第6節 避難活動

警戒宣言が発せられたとき、住民を一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の実施責任者

避難の勧告又は指示等を行うことができる者は、それぞれの法律により次のように定められているが、災害応急対策の第一次的の実施責任者である市長を中心として相互に連絡を取り、住民を安全な場所へ避難をさせるようにするものとする。

- 1 市長（大規模地震対策特別措置法第21条、災害対策基本法第60条）
- 2 知事又はその命を受けた県職員（大規模地震対策特別措置法第21条、水防法第29条）

- 3 水防管理者（水防法第29条）
- 4 警察官（大規模地震対策特別措置法第25条、災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- 5 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難対象区域等の指定

市は、地震発生時に人的被害を防止するため、次のような避難対象区域、避難場所、避難所を指定するとともに、避難経路等を表示した案内図、案内標識等を設置し、住民、観光客等に対する周知に万全を図るものとする。

1 避難対象区域（事前避難対象地域）

- (1) 地質、地盤、地形、木造家屋密集度、人口密度、危険物の分布等からみて、災害の発生が予測され、かつその災害が広範囲にわたり人命に対する危険があり、住民の避難を要する地域（山・崖崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想される地域）
- (2) 避難地域のうち、東海地震が予知され、注意情報の発表時及び警戒宣言の発令時に、災害の発生から未然に地域住民の生命の安全確保を図るため、市町村長が避難の勧告・指示を行う地域

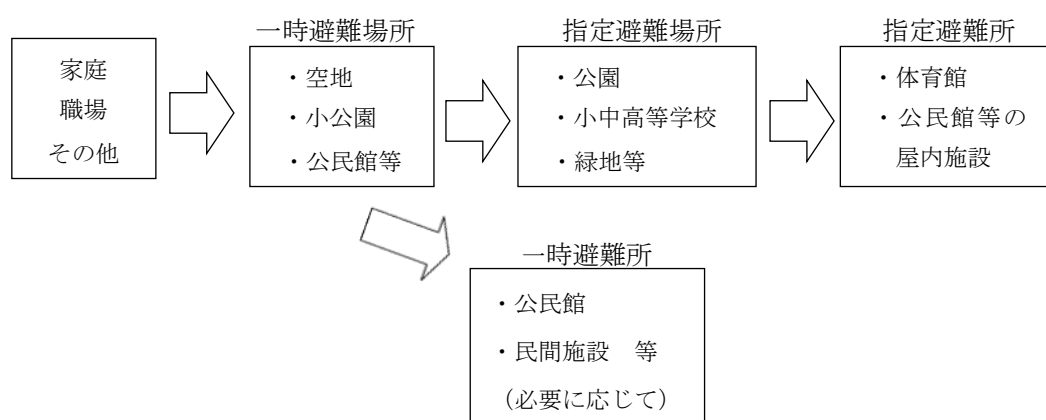
2 避難場所

一時避難場所 (自主防災会等で選定)	自主防災会ごとに一時的に集合し、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、次の避難場所への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園・公民館等の広場・駐車場等をいう。
指定避難場所 (市が指定)	集合した人々の安全が確保されるスペースをもち、また、避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護を行うことが可能である、公園、小中高等の緑地及びグラウンド等をいう。

3 避難所

一時避難所 (自主防災会等で選定)	ア 地震災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する場所であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点である。 イ 山、崖崩れの危険が見込まれる避難地域をさけて設定する。 ウ 建築物は、耐震、耐火性の高い建物を選定する。 エ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定する。
指定避難所 (市が指定)	オ 空地进行避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を合わせて検討すること。 カ 避難場所を避難所として指定することは可能。

(避難方法)



資料編	○指定緊急避難場所一覧	P. 354
	○指定避難所一覧	P. 355

第3 避難の指示

1 事前避難

警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等災害時要配慮者の避難を実施することができるものとする。

2 その他

災害の発生により危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるとき。又、災害発生後、二次的災害等により避難を必要と認めるとき。

第4 避難の指示の対象となる地区

警戒宣言発令時に避難の指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- 1 がけ地、山崩れ崩落危険地域
- 2 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- 3 その他市長が危険と認める地域

資料編	○山地災害危険地一覧	P. 329
	○土石流危険渓流一覧	P. 333
	○急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	P. 335
	○急傾斜地崩壊危険箇所一覧	P. 336

第5 避難の周知

事前避難対象地区の住民等にパンフレット、案内板等により、次の事項について周知徹底を図るものとする。

- 1 地区の範囲
- 2 避難場所
- 3 避難場所に至る避難路
- 4 避難の指示の伝達方法
- 5 避難場所・避難所にある設備、物資
- 6 その他避難に関する注意事項（集団避難、持出品、服装、車の使用禁止など）

資料編	○指定避難場所一覧	P. 354
	○指定避難所一覧	P. 355
	○災害応急対策備蓄資材器具一覧（指定避難所・医療救護所等）	P. 378

第6 事前避難の指示

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定められた避難対象地区について、事前避難の指示を行い、又は警戒区域の設定を行うとともに次の措置をとるものとする。

- 1 防災行政無線、有線放送、防災信号、広報車等による指示等の周知措置
- 2 県警察本部への避難状況等の報告及び報道機関による放送依頼
- 3 対象地区の自主防災会、施設及び事業所への通知及び集団避難等の指導

自主防災会への指導内容としては、おおむね次のとおりである。

- (1) 防災用具、非常持出品及び食料の準備
 - (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
 - (3) 避難場所の点検及び収容準備
 - (4) 収容者の安全管理
 - (5) 負傷者の救護準備
 - (6) 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護
- 4 大月警察署長への避難の勧告、指示等を行った旨の通知
 - 5 県公安委員会（大月警察署）への通知及び避難誘導、交通規制等の措置の依頼
 - 6 避難場所の開設及び応急対策用資機材の点検・整備
 - 7 市警戒本部と避難場所を結ぶ情報連絡網の開設
 - 8 避難終了後の地区についての防火防犯パトロールの実施
 - 9 不特定多数を収容する施設又は事業所は従業員、客等を市の指定する避難場所へ避難させた場合には、市への引継ぎを行うとともに、滞留旅客の救護のため市に協力するものとする。
 - 10 災害救助法の適用となる避難対策についての適切な対応
 - 11 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応
 - 12 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施

第7 避難誘導方法

避難の勧告又は指示があった場合の避難者の誘導方法は、原則的には次によるものとする。

- 1 避難者の誘導は、自主防災会の指揮によるものとする。
- 2 住民が自主的判断により避難の開始をした場合には、避難誘導責任者は遅滞なく地震災害警戒本部長に通報するものとする。

第8 災害時要配慮者対策

各地域の自主防災会は、あらかじめ在宅の高齢者、乳児、幼児、障がい者、病人、妊産婦等避難にあたり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

- 1 警戒宣言に基づき、市長から避難の勧告又は指示が行われたときは、介護を要する者の避難場所までの介護及び搬送は、原則として本人の親族又は本人が属する自主防災会が指定する者が担当するものとし、市は自主防災会を通じて介護又は搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- 2 警戒宣言が発せられた場合、市は介護を要する者を収容する場合には、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

なお、介護を要する災害時要配慮者を収容するにあたって、必要に応じて災害時要配慮者専用の避難所として開設し、障がい者や寝たきりの高齢者等を収容するものとする。

第9 避難所における避難生活の確保

- (1) 避難所は、1人3㎡の空間が確保できる広場とし、耐火上安全な避難路が確保され避難者が容易に到着できる位置に設置する。
- (2) 市が設置した避難場所には、情報連絡のため市職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (3) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災会等が準備する。
- (4) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (5) 市は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。

- (6) 市は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (7) 市は、重度障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (8) 避難場所では自主防災会の単位で行動する。

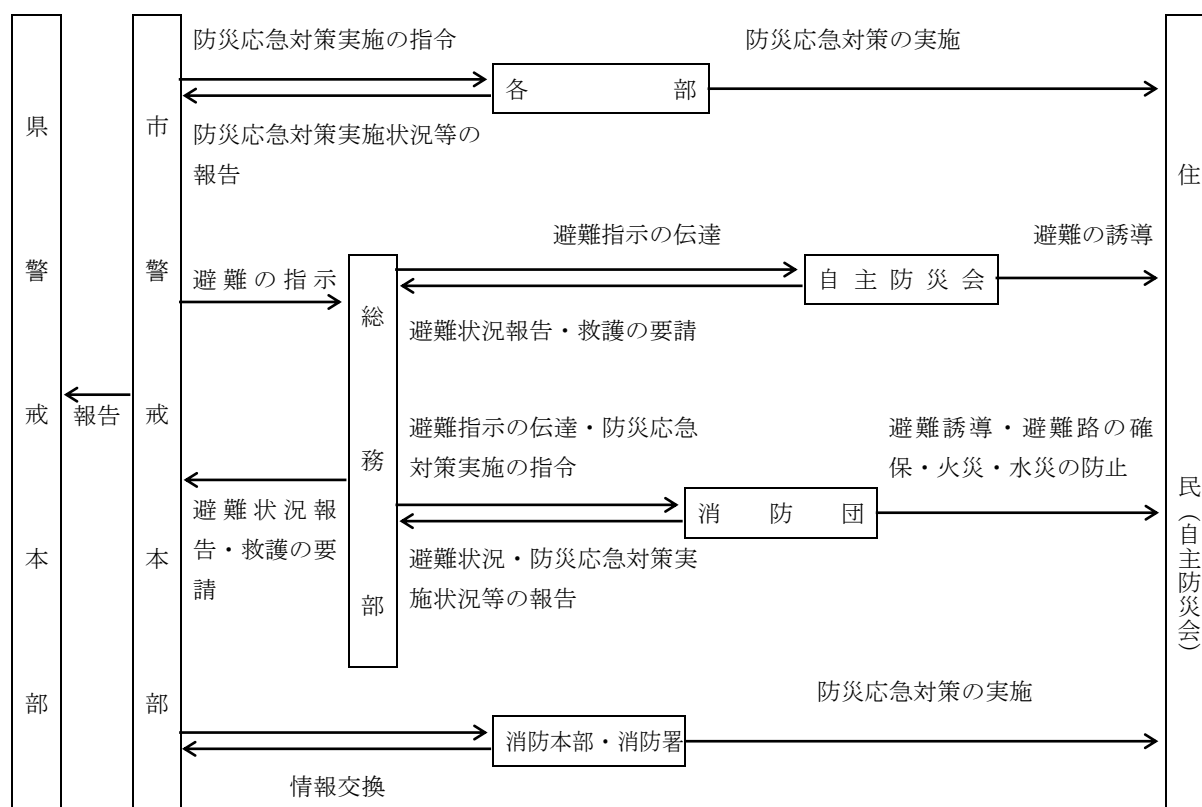
第10 避難生活に必要な物資・資機材等

市は、第9に掲げる避難生活に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- 1 備蓄物資の放出
- 2 食料及び資機材並びに人員の避難場所への輸送措置
- 3 流通在庫の放出等の要請
- 4 協定締結市町村に対する必要物資の緊急要請
- 5 県及び他の市町村が備蓄している物資等の放出等の要請
- 6 その他必要な措置

第7節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集・伝達等

地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言発令後の諸般の状況を的確に把握するために、防災関係機関及び自主防災会等と緊密な連絡をとり、応急対策に必要なあらゆる情報の収集、伝達に努めるものとし、情報の収集又は伝達及び警戒本部からの指示事項等の伝達は、次の系統により行う。



第1 避難状況等の報告

避難状況等の報告は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項について行うものとする。

1 避難の経過に関する報告

避難に伴い危険な事態その他異常な事態が発生した場合における当該事態の状況、これに対して応急にとられた措置その他当該事態に対処するため必要と認める措置に関する事項

2 避難の完了に関する報告

避難場所、避難した者及び救護を要すると認められる者の人数並びにこれらの者の救護その他保護のため必要と認める措置に関する事項

3 上記1の報告は当該危険な事態その他異常な事態が発生した後直ちに、上記2の報告は避難に係る措置が完了した後速やかに行うものとする。

第2 実施状況の報告

1 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、次の事項ごとに行うものとする。

- (1) 避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備並びに点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 地震防災応急対策に係る措置の実施状況の報告は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他警戒宣言が発せられた後の経過に応じて逐次行う。

第3 県警戒本部への報告

市長は、避難状況等の報告及び応急対策の実施状況の報告を、関係防災機関及び自主防災会等から受けた場合は、警戒宣言による避難状況等報告書（別記様式）を作成し、県警戒本部に報告するものとする。

別記様式

警戒宣言による避難状況等報告（事前、発災後）

災害発生地域		都		留		市		2 発 災 後 避 難				1 警戒宣言発令日時	
報 番	告 号	第 年 月 日 時現在		報告者名	報告者数	報告者数	報告者数	区	分	番号	単位		
		避難対象地区名						9					
報告機関		1 事 前 避 難						2 災害発生年月日					
区	分	番号	単位					避難対象世帯数	10	世帯	3 災害の概要		
避難対象地区名		1					避難対象者数		11	人	4 応急措置の状況		
避難対象世帯数		2	世帯				避難開始時間		14	時分	5 消防機関の活動内容		
避難対象者数		3	人				避難完了時間		15	時分	6 その他参考事項		
避難者数		4	人				避難場所		13	箇所			
避難場所		5	箇所				避難開始時間		16	時分			
避難完了時間		6	時分				避難完了時間		17	時分			
避難完了時間		7	時分				避難完了時間		18	時分			
要救護者数		8	人				要救護者数		19	人			
												受理者名	

第8節 市民生活防災応急活動

第1 食料及び生活必需品の確保

1 基本方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主的に確保する。
- (2) 住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講じる。

2 物資の調達、斡旋等

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備
- (5) 生活必需品等の売惜しみ、買占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

水道事業管理者は、地震発生時における水道施設の損壊による給水不能の事態が予想されるので次の処置を講ずるものとする。

1 飲料水供給の確保

警戒宣言時において飲料水を確保し、各所における緊急貯水に対処するため、上水道、簡易水道等飲料水供給施設の管理者（以下「水道事業者等」という。）は、次の方法により給水が継続的に行えるよう整備しておくものとする。

- (1) 水源施設においては、通常の取水が確保できるよう点検整備に留意する。
- (2) 発災後の停電を想定し、発電機の稼働ができるよう常時点検整備に努める。
- (3) 各配水施設の機能を維持するため、水位調整等を行う。

資料編	〇水道施設状況	P. 373
-----	---------	--------

2 各所における緊急貯水

水道事業者等から、飲料水の給水を受けている者は、平素より発災に備えて最低必要飲料水3日分（1人1日約3リットル）を常時貯水するよう心がけること。

特に、警戒宣言発令時には、一時的に水圧が低下し、減水等の現象があらわれるので、これらのことを配慮しておくものとする。

- (1) 医療機関等特殊な施設においては、あらかじめ耐震性飲料水貯水槽等を設置して貯水し、給水用具の点検整備を行うものとする。
- (2) 一般家庭については、最低必要飲料水をポリタンク及び風呂場等に貯水し、緊急時に備えておくこと。

3 発災に備える事前の措置

警戒宣言が発令された場合、水道事業者等は、発災に備えて緊急給水のための貯水、水道施設の応急復旧体制の整備等次に示す事前対策を講ずるものとする。

- (1) 浄水池、配水池等貯水可能な水道施設への満水に努めると共に、給水タンク、臨時給水用ポリ

- タンク等を満水にしておく。また、緊急給水のための人員の確保、車両等の整備も併せて行う。
- (2) 発災後も浄水、導・送・配水等の機能を維持させるため点検整備、燃料及び滅菌用薬品の緊急確保等の処置を講じること。
 - (3) 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
 - (4) 発災時における水道施設の被害調査、被害を受けた諸施設の応急復旧等の方法及び優先順位等を明確にするとともに、人員、資材の確保、備蓄等を行うこと。

第3 医療活動

地震発生に備え、県、関係機関等との連携を密にして、医療救護体制を確立するために次のような措置をとるものとする。

- 1 市役所、保健センター又は避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。
- 2 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。
- 3 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報する。

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

地震発生に備え、県、関係機関等との連携を密にして、保健衛生活動体制を確立する。

- 1 市の措置
 - (1) 仮設便所の準備を行う。
 - (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- 2 住民・自主防災会の措置
 - (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
 - (2) 必要に応じ、自主防災会に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。

第5 幼児・児童、生徒の保護活動

市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校においては、次の措置を講じるものとする。

- 1 東海地震注意情報発表時
 - (1) 注意情報が発表されたときには、学校、保育所、幼稚園（以下「学校等」という。）は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。
 - ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。
 - イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。
- 2 警戒宣言発令時
 - (1) 警戒宣言が発令されたときには、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止する。
 - (2) 安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅方法の対応措置を講じる。このとき、小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。

- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、市地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。
- (4) 警戒宣言が発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
 - イ 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
 - ウ 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。
 - エ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。
- (5) 授業（保育）終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止する。

第6 家庭における防災活動

各家庭においては、人命の安全を第一として、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとる。

1 東海地震注意情報が発表された場合

テレビ、ラジオ、市防災行政無線等の情報に十分注意し、正確な情報を把握するとともに、地震に備えるため、次のような行動を実施する。

- (1) 不要不急の旅行、出張を自粛する。
- (2) 自動車の使用を控える。
- (3) 浴槽等に水の汲み置きをする。
- (4) 家族同士の連絡方法を確認する。
- (5) 室内の家具の固定を確認する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

テレビ、ラジオ、市防災行政無線等の情報に十分注意し、地震に備えるため、次のような行動を実施するとともに、日ごろの防災訓練の経験を生かして、あわてずに落ち着いて行動する。

- (1) 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物から避難する。
- (2) 飲料水を蓄え、食料、医薬品、懐中電灯、ラジオなどの非常持ち出し品を確認する。
- (3) 火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限
- (4) 市長、警察官等が実施する地震防災応急対策への協力

第7 自主防災活動

市等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災会は、次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災会の役員等の所在確認等連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災会本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。

- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の病人等災害時要配慮者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市や避難場所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災会の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

ア 家具の転倒防止

イ タンス、食器棚等からの落下等防止

ウ 出火防止及び防火対策

エ 備蓄食料・飲料水の確認

オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える

(6) 避難行動

ア 事前避難対象地区の住民等に対して市長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた避難場所へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。

イ 自力避難の困難な病人等災害時要配慮者については、必要な場合には、市保健師等と連携を図り、自主防災会において避難場所まで搬送する。

ウ 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(7) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、市同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第 9 節 消防、水防等計画

第 1 消防機関の実施する防災応急対策

消防機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、地震に伴う出火及び混乱防止のため、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

- 1 消防車、資機材、施設の安全策と点検・整備及び消防水利の確保
- 2 消防団員の人員の確保と部隊編成
- 3 火気使用制限と各戸への防火パトロール及び初期消火体制の確立
- 4 火災危険地域等への部隊の重点配備
- 5 警戒宣言及び地震予知情報の収集・伝達及び周知広報体制の確立
- 6 施設、事業所等に対する地震防災応急対策実施の指示
- 7 自主防災会等の防災活動に対する指導
- 8 その他必要な措置

第 2 水防機関の対策

水防機関は、次の事項を重点として必要な措置を講じるものとする。

- 1 水防資機材の点検
- 2 水防体制の確立
- 3 重点点検箇所において、巡視、警戒を行う。

第 3 動員・配備及び活動計画

第 1 及び第 2 に掲げる措置を実施するため必要な動員・配備及び活動計画は、都留市消防計画に定めるところによる。

第 10 節 警備対策

警戒宣言発令から発災まで若しくはそのおそれなくなるまでの間警備体制等を執り、住民の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

第 1 警備体制

大月警察署は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、これに対処するための警備体制等を確立する。

第 2 警備本部等の設置

警備体制等をとったときは、大月警察署に「警備本部等」を設置する。

第 3 災害発生時等の警備活動

大地震等の災害が発生し、又は発生する恐れがあるときに行う大月警察署の活動は、概ね次のとおりとする。

- 1 管内緊急輸送路、避難路確保のための交通規制
- 2 交通規制に関する広報
- 3 正確な情報収集及び伝達
- 4 警戒宣言時又はパニック対策のための広報
- 5 避難の際における警告、指示等

- 6 市長からの要求に基づく応急措置未実施者等に対する指示、要請、勧告
- 7 避難後の犯罪の予防、警戒、取締り
- 8 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- 9 被害情報の収集、記録、統計
- 10 警察施設の防護
- 11 行方不明者の搜索
- 12 死体の見分、検視
- 13 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導
- 14 臨時案内所（相談所）の設置
- 15 関係機関との連絡、報告

第 1 1 節 防災関係機関の講ずる措置

1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社）

（１） 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社非常災害対策本部を設置する。

（２） 東海地震注意情報が発せられた場合

ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

イ 保安通信設備の活用をはかり、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。

また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 仕掛けり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全および設備保安上の応急措置を実施する。

エ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係団体と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

オ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

（３） 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 仕掛けり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全および設備保全上の応急措置を速やかに実施する。

イ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係団体と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。

ウ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

2 通信（ＮＴＴ、ＮＴＴドコモ）

（１） 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図ると共に、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。

（２） 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。

また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。

（３） 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社

会不安の解消に努める。

3 ガス（ガス供給機関）

（１） 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。

（２） 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア ガスの供給継続を確保する。

イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。

ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。

エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。

オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

（１） 東海地震注意情報が発表された場合

平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。

（２） 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。

イ 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。

ウ 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。

エ 郵便局については、日本郵便株式会社南関東支社や甲府中央郵便局と「郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画」（改正：平成19年10月1日）を踏まえた警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。

オ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期するとともに、電算機についても耐震措置を講じる。

カ 手形交換又は不渡処分取扱いは、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

キ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。

※注 アは、「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。

（３） 発災後

ア 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をと

る。

イ 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。

ウ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。

エ 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。

オ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。

カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。

(4) 日本銀行の措置

ア 金融機関に対する指導

(ア) 金融機関の手許現金保有状況の把握

(イ) 金融機関相互間の現金融通の幹旋

(ウ) 金融機関窓口業務等の運営についての指導

(エ) 損傷した日本銀行券および貨幣の引換についての対応

イ 地域内の信用維持に関する措置

「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の定めるところによる。

金融機関の業務について、関係行政機関と協議のうえ所要の指導を行う。

5 鉄道（富士山麓電気鉄道株式会社）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 平常通り運行を継続するとともに旅客に対して注意情報の発表を周知し、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

イ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行う。

イ 運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。

停 車 駅

富士急行線 田野倉、禾生、都留市、谷村町、都留文科大学前、東桂

ウ 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、列車・駅舎内からの退去並びに避難所への避難を案内する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議する。

6 バス（富士急行）

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。

イ 帰宅困難者等が想定され、関係自治体等からの要請を受けた場合は、臨時バス等を検討する。

ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

7 病院

市は、都留市立病院、都留医師会に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

8 スーパー等

市は、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。

イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

9 市社会福祉協議会

(1) 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。

(2) ボランティアの総合受付、調整等を行う。

(3) 防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。

(4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。

第 12 節 交通対策計画

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等を防止するとともに、居住者、滞在者等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため大月警察署と協議し交通規制の措置を講じるものとする。

第 1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 市内での一般車両の走行は極力抑制するものとする。

イ 市内への一般車両の流入は極力制限するものとする。

ウ 市外への一般車両の流出については交通混乱が生じない限り原則として制限しないものとする。

エ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

オ 高速自動車道については、一般車両の市内への流入を制限するとともに、市内におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

第 2 避難路及び緊急輸送道路の交通規制

次の区分より避難路、緊急輸送道路（以下「緊急道路」という。）を指定することとし、第一次緊急道路は警戒宣言発令と同時に一般車両の通行を禁止又は制限し、第二次緊急道路は第一次緊急道路の規制開始後の状況に応じ一般車両の通行を禁止又は制限する。

1 第一次緊急道路（主要基幹道路）を定めるものとする。

2 市指定の緊急道路（市道のうち）を定めるものとする。

3 交通規制の留意事項

通行禁止又は制限等を実施する関係機関は連携を密にするとともに、都留交通安全連合会の協力を得るようにするものとする。

交通規制等については、平素から地域住民等に対する広報活動を強め周知徹底を図るものとする。

第3 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛する。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には、駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第4 道路啓開

警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第5 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、市内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。

第6 交通情報及び広報活動

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

(1) 臨時情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合警戒宣言が発せられたときは、交通情

報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第 13 節 緊急輸送対策

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては輸送手段の競合を生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連絡体制を十分整備するものとし、警戒宣言発令後の緊急輸送の実施にあたり、具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市の警戒本部において、必要な調整を行うものとする。

第 1 緊急輸送業務

緊急輸送は、次に掲げる業務に従事する者を輸送する。

- 1 注意情報、警戒宣言の伝達及び避難の勧告又は指示に従事する者の輸送
- 2 消防その他の応急措置に従事する者の輸送
- 3 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護活動等に従事する者
- 4 防災上重要な施設及び設備の整備及び点検に従事する者の輸送
- 5 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事する者の輸送
- 6 緊急輸送の確保に従事する者の輸送
- 7 地震災害が発生した場合における食料、医薬品、応急復旧資材の確保及び清掃、防疫、保健衛生その他応急措置を実施するため必要な整備に従事する者
- 8 前各号に掲げるもののほか、地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置に従事する者の輸送

第 2 緊急輸送車両の手続

車両の使用者は、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を県知事又は県公安委員会に申し出るものとする。

1 緊急輸送車両の確認申請の場所

(1) 県公安委員会

警察本部交通規制課 (電) 055-221-0110

大月警察署交通課 0554-22-0110

(2) 知事

総務部防災危機管理課 (電) 055-223-1432

(3) 確認証明書の有効期間

公安委員会及び知事が緊急輸送車両として指定した期間とする。なお、大震法施行令第12条により交付した標章及び確認証明書は、災害発生後は災害対策基本法施行規則第6条の標章及び確認証明書とみなす。

2 緊急輸送車両の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急輸送車両について当該車両を使用する者からあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急輸

送車両事前届出済証を交付するものとする。届出に関する手続きは別に定めるところによる。

3 標章の標識等

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

4 標章及び確認証明書の返納

有効期間の満了した標章及び確認証明書は、交付を受けた警察署交通係等に返納するものとする。

資料編	○緊急輸送車両確認証明書	P. 399
	○緊急通行（輸送）車両の標章	P. 398

第3 緊急輸送車両の確保

市は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両等の確保を図るものとする。

確保すべき車両の数量、及び確保先との連絡手段をあらかじめ定めておくものとする。

市が運用又は調達する車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して輸送業者等に調達斡旋を要請する。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時
- 5 その他必要事項

資料編	○市有車両一覧	P. 396
	○輸送事業所一覧	P. 324

第14節 市が管理又は運営する施設に関する計画

第1 道路

緊急輸送道路の両側に築造されているブロック塀等災害が発生するおそれのある物について、各、路線ごとに調査を行い危険箇所については住民に周知しておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、交通の制限、工事中の道路における工事の中断等の措置をとるものとする。

第2 河川

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに所管施設の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じるものとする。

第3 不特定かつ多数の者が出入する施設等

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

- 1 各施設に共通する事項
 - (1) 注意情報、警戒宣言等の入場者への伝達
 - (2) 入場者の退避等の安全確保のための措置
 - (3) 施設の防災点検、応急補修及び設備、備品等の転倒落下防止措置
 - (4) 出火防止措置
 - (5) 受水槽等への緊急貯水
 - (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備

2 個別事項

学校等にあつては、当該学校等が本市の定める避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置及び保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

第4 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 警戒本部が設置される庁舎等の管理者は、第3の1の各号に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (2) 無線通信機等通信手段の確保
 - (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2 この市地域防災計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、第3の1の各号に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

第15節 事業所等対策計画

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、予め地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応
 - ア 保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第 5 章 災害復旧対策計画

第 1 節 計画の方針

一般災害編第 5 章第 1 節「計画の方針」を準用する。

第 2 節 激甚災害の指定に関する計画

一般災害編第 5 章第 2 節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第 3 節 復旧相談窓口業務

一般災害編第 5 章第 3 節「復旧相談窓口業務」を準用する。